

地域福祉計画に係る評価報告書

資料A-1

1-1 地域の力が発揮される協働の里づくり
 (1) 地域福祉の醸成

項目	内容	R1 実施状況等(課題、今後の方向性等)	評価
【数値目標】	「あいサポート運動」研修終了者人数 平成27年度 777人 ⇒ 平成32年度 1,100人	サマボラ、公民館主事25(15)名 矢上高校家庭科福祉選択生徒10名 石見東小児童、PTA161(154)名 養護学校1年 担当教諭13名 矢上高校家庭科福祉選択生徒17(7)名(合計226名)(内新規199名) 延べ1,489名	A
①福祉教育の推進			
地域福祉推進月間の充実	・住民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、月間中に地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保し、関係機関や地域・団体等と共に活動を推進します。すでに連携している団体だけでなく、新たな連携・協働を視野に入れて活動を進めます。	・邑南町地域福祉推進月間を11月11日～12月10日と定め、邑南町総合福祉大会を町老人クラブ連合会・町民生児童委員協議会・町社会福祉協議会・邑南町の4者会議を中心に毎年開催している。 460名参加 ・各団体における意識啓発は都度行われておりそれぞれの見守り活動等の意識は定着をして来ていると考える。急場の対応などに課題はあるものの終末期におけるあり方が多様化してきておりそれぞれの意思を尊重するような風潮になっていると考えられる。(65歳以下の一人暮らし者等)	B
各福祉週間の充実	・住民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老人週間などの福祉週間中に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。	・各週間については町広報紙、社協広報紙などでその都度PRを行っている。 ・あいサポーター研修受講の増。 ・ブルーライトアップを実施。	A
連携のとれた福祉教育の推進	・町社会福祉協議会による各小・中学校との情報・意見交換や福祉教育連絡会議の開催等により、各関係機関で連携のとれた福祉教育の推進を支援します。	おおなんサマーボランティアリーダー研修(教育委員会と合同開催)「生きる力を共に学びあうリーダーの育成」町内小学4・5・6年生17名参加 ゴールボール アイマスク体験	B
町社会福祉協議会が行う福祉教育の支援	・児童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクールや福祉講座(手話・点字・疑似体験)を支援します。	・プログラム型サマーボランティア研修 ・体験型ボランティアスクール小学生68名 中学生27名 体験場所(町内福祉施設)(高齢者・障がい者・保育所ほか)	B
	・高齢者・障がい者等各種ボランティア養成講座の開催を支援します。	今年度あいサポーター研修は226名が受講し、町の登録者数は1,489名となり数値目標を達成しているものの、ブルーカラーの方々への働きかけが今一つであると感じる。	B
	・事業所や自治会等に働きかけ、「あいサポート運動」の推進を図ります。		
保育所、学校等が行う福祉教育の支援	・老人施設や特別支援学校等との交流を通して高齢者や障がい者の理解の促進が図れるよう、各中学校区ごとに作成したふるさと教育全体計画に基づき、関係機関と情報交換等行いながら支援します。	・各保育施設において、地域の高齢者との交流活動を積極的に行われています。 ・小中学校と石見養護学校・町内障がい者施設・高齢者施設との交流があり、子どもたちは高齢者や障がい理解について学びを深めている。	A
	・地域の高齢者との交流を通して文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。	・小中学校では生活科や総合的な学習の時間・行事等で交流学習、体験学習を計画的に進めている。(学教) ・矢上高校産業技術課(家庭科専攻生徒を中心に)に福祉に対する講義等約50時間実施	A
	・福祉体験教室(疑似体験、手話等)を支援します。	・町内小中学校からの要請を受け福祉体験学習(車いす操作体験・疑似体験・手話・点字等)	B
生涯学習課・公民館が行う福祉教育の支援	・高齢者教室や世代間交流の学習を通して、高齢者の知恵や技の伝承の場づくりを支援します。	・「公民館に泊まろう」では、阿須那小学校児童が川遊びにおいて地域の方が作成された竹竿をつかって釣り体験をした。針や餌のつけ方、川にいる虫などを観察した。あわせてふるさとの特産の鮎をとり命を頂く学習も行い、ふるさとの大切さを学ぶことができた。(阿須那公) ・井原創生ふるさと学校附属井原いきざま総合研究所(地域学校)を通して、井原の伝統について冊子および紙芝居づくりを製作中。(井原公) ・高原小学校全児童対象にしめ飾りづくり・もちつき交流会を実施。(高原公) ・自主教室としてふるさと学芸員養成塾があり、地域の歴史や伝承について学んでいる。また、小学校での「ふるさと市木探検隊」という活動や公民館まつりでの発表など、子どもや地域の方への歴史学習の際の説明を行っている。メンバーも高齢者が中心で、高齢者の生きがいづくりという視点で支援をしている。(市木公) ・ひな街道竹細工づくりで高齢者と親世代で交流を実施。地域学校節分祭で恵方巻づくりを実施。餅つきクリスマス交流会で餅つきを実施。(出羽公) ・地域学校を通じて、子どもたちが近年使用することの少ない刃物などの取り扱いや自然の素材を使ったものづくりを地域の高齢者から教わった(中野公) ・高齢者と小学生の世代間交流として「グラウンドゴルフ交流会」を実施した。(日貴公) ・米づくり体験(田植え、稲刈り、稲こぎ、餅つき、しめ縄作り)をとおして、子どもたちに、技術と伝統、文化を伝える場を設定している。また、毎月運動教室や認知症予防教室(もみじ会)を行い高齢者の健康力の維持向上をサポートしている(矢上公)	A
自治会、地区社協などの地域が行う福祉教育の支援	・自治会や地区社協等が「あいサポート運動」をはじめ福祉活動・教育を推進できるよう支援します。	・「あいサポーター運動」並びに「介護予防」を目的とした「いきいきサロン」を11地区社会福祉協議会・39自治会等々に働きかけ開催している。(未実施自治会もある) ・サロンの開催要項を見直し開催を容易にしたため開催数が増えている地域もある。 ・いきいきサロンの開催回数に地域格差があり、未実施地域への開催に向けた働きかけを現地で行った。	A
②人権教育の推進・ふるさと教育世代間交流の推進			
連携のとれた人権教育の推進	・ひとを尊重する心を育むために、各関係機関が連携のとれた人権教育が推進できるよう努めます。	・小中学校と教育委員会、矢上高校、石見養護学校、県内高校同和教育選任教員、町スクールソーシャルワーカーで定期的に集まり、進路保障学社連絡会を中学校区毎に開催している。情報交換をしながら関係機関で連携し、児童・生徒の進路保障の充実に引き続き努めている。(学教) ・島根県立石見養護学校および四ツ葉の里運営協議会と共催して人権学習講演会を実施した。(井原公) ・宗教、思想、体質などによる食の多様性をテーマに人権講演会を実施(高原公) ・今年度も瑞穂福祉会と共催で人権研修会を実施した。(出羽公) ・市民団代はっぴいの会と共催でみんなで学ぶ人権講演会開催「こんな夜更けにバナナかよ」映画上映及び「自分のことを自分でできない生き方には尊厳がないか」と題してこんな夜更けにバナナかよ 筋ジス・鹿野靖明とボランティアたち著者渡辺一史による講演会 ・邑智郡中学校長会と連携して人権研修会「ネット社会と部落差別の現実～「部落差別解消推進法」と人権教育～」を学ぶついで開催 講師：一般財団法人 山口県人権教育啓発センター 事務局長 川口泰司さん ・矢上小学生(児童クラブ生徒)を対象に石見養護学校で学校体験交流会を実施した。(矢上公)	A

	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育に対する理解を深める学習の推進、人権週間における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・職域等と連携して推進します。人権・同和教育地域啓発プログラムの作成を今後も進め、地域での学習を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省委託事業「人権の花運動」として人権擁護委員および法務局と連携し、町内全小学校に花の種子を配布して育てる経験から優しい心を育む取り組みを実施。今年度は物品の到着が遅れたため取り組みにばらつきが出てしまった。(町民課) ・人権週間には人権擁護委員による人権相談所および街頭啓発を実施した。(町民課) ・これらの取り組みについて、さらに広報誌、学校通信、CATVなどで広報を進める必要がある。(町民課) ・各学校で人権週間・人権旬間にあわせ参観日を実施し、人権教育や人権・同和教育に視点をあてた授業公開を開催している。(学教) ・教職員向けに多様性教育セミナーを実施し、多様性について理解を深める学習を実施した。(学教) ・人権の歩みと歴史について、「部落差別解消法に学ぶ」と題し講演会を開催。一人一人の人権が尊重される、差別や偏見のない者会を実現するため、自らが学び啓発していくことを学んだ。(阿須那公) ・トランスジェンダー生徒交流会を地域の住民と連携して実施した。(井原公) ・アイヌ文様刺繍コースター作り教室を通じて、「アイヌの歴史と文化を学ぼう」を実施した。(井原公、矢上公、田所公) ・地域の学校も含めた社会教育という学社融合の観点から十人十色の人権学習を進めていく。(口羽公) ・子どもの貧困を考える 邑南町人権・同和教育推進協議会研修会開催 演題「みんなの交流の中で子どもを育む」～「知る」から「関わる」へ～講師 社会活動家 東京大学特任教授 湯浅 誠 さん ・小学校の先生を講師として、地域の大人を対象に人権・同和教育地域啓発プログラムを活用した人権学習会を開催した(中野公) ・アイヌ民族の差別や文化などを知る場としてアイヌ刺繍(コースター)作り教室を通じ、アイヌの歴史と文化を学習した。(矢上公) 	A
ふるさと教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校でふるさと教育、ボランティア学習を通して心の育成と一人ひとりを大切に学習活動の実践をふるさと教育全体計画に基づき推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区毎に「ふるさと教育担当者会」を開き、地域のひと・もの・ことを活用し課題解決型学習を進めることの意義について学校教員・公民館主事で理解を深めた。(学教課) ・市木小学校では例年「ふるさと市木探検隊」という活動を行っており、小学生が市木の歴史について実際に現地に行って学習を行い、自分たちでまとめたものを地域の方に発表している。公民館の自主教室であるふるさと学芸員養成塾はこの活動に協力し現地での説明を行うなどしている。地域の歴史を学ぶことによるふるさと教育を小学校・公民館で連携して実施している。(市木公) ・ふるさと学びあい講座「鱒淵カブについて」座学と植付けと「久喜銀山学習」を実施した。(出羽公、田所公) ・瑞穂小学校児童を対象に、ふるさと学び合い講座「鱒淵かぶについて」座学と植え付け、「久喜銀山学習」を実施した。(田所公、出羽公) ・学校・地域の方・他の機関と連携し、ふるさと教育を実施した(中野公) 	A
	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区公民館が主体となって展開している、地域主体で子どもたちに体験活動を提供する「地域学校」を今後も推進し、子どもたちに地域のすばらしさを伝えていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・阿須那公民館では地域学校として阿須那にある施設や自然・文化を学ぶため年1回宿泊体験をしている。今年度は、企画・実行までを児童たちで決めたことで、物事を最期までやり抜く力をつけ、ふるさとで生活していくことの喜びを知ることができた。(阿須那公) ・井原そばづくり同好会でそば打ち体験を実施した。(井原公) ・口羽つ子地域学校を毎年行っている。(口羽公) ・地域学校として今年度は「アユのつかみ捕り」「お弁当づくりとハイキング」を実施。両方とも地域の方へ協力をお願いし、講師や調理、見守りなどをして頂いた。世代間交流や地域の自然を活用する場となった。(市木公) ・地域学校「出羽わんぱく学校」多様な主体と連携し、7回実施した。(出羽公) ・地域学校を通じて、子どもたちが近年使用することの少ない刃物などの取り扱いや自然の素材を使ったものづくりを地域の高齢者から教わった。また、地域のお宝について地域の方と共に学習した(中野公) ・田所地域学校「ハンザケ」を保護者と地域の方と連携をとり、3回実施した。ふるさとの魅力ある場所や人を肌で体験することができた機会となった。(田所公) ・地域学校「日和子ども塾」を実施した。(日和公) 	A
世代間交流による伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財等を活用し、世代間交流を通じて伝統文化の継承を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校「出羽わんぱく学校」で県主催の「ねこぶらり」に併せて、久喜銀山学習を実施した。 ・瑞穂小学校6年生児童を対象に、ふるさと学び合い講座「久喜銀山学習」を実施した。(田所公、出羽公) ・高原小4,5,6年生対象の通学合宿で龍岩神社への参拝を実施した。(布施公) ・地区コミュニティと連携し、田植えばやし保存会協力のもと年に1回小学校全校生徒と矢上地区田植えばやしを行っている。(矢上公) ・地区別戦略団体や地区コミュニティと連携し、原山の伝説や歴史の学習会を矢上小学校の生徒へ行っている。(矢上公) 	A
ふれあいサロンの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町社会福祉協議会及び地区社協が中心となり小地域での世代間交流が促進できるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・11地区社協、39自治会に対してふれあいサロン活動(世代間・世帯間交流)の働きかけを実施。自治会行事との共催もある。サロンの開催の在り方を緩和し開催が増えた地域もある。 	A
(2) 一人ひとりの力が発揮される地域活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 【数値目標】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動に取り組んでいる人の割合 平成27年度 36.7% ⇒ 平成32年度 45.0% 	

①健康づくり活動への促進

<ul style="list-style-type: none"> ライフステージに応じた基本的な生活習慣改善に向けた取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の基本は家庭にあるため、まずは家庭で取り組むことができるようなテーマを決め、保育所(園)・学校・医療機関・公民館・町社会福祉協議会等の関係機関が連携して生活習慣の改善を図ります。 ・子ども、大人、高齢者それぞれの年代に応じた生活習慣の改善に向けた取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康長寿おおなん推進会議を年2回開催し、第2次健康増進計画に基づき、住民参加の健康づくりを推進している。町内25団体の代表が参加し、子ども部会・働き盛り部会・地域部会の3部会において、全体活動・部会活動を展開している。部会活動をふまえ、少しずつ自分が所属する部署での取り組みが行われており、今後ますますその取り組みが進むよう支援していきたい。 ・全体活動として、①野菜摂取を増やすための「野菜プラス1」、②運動実践者を増やすための「ラジオ体操の実践」、③望まない受動喫煙をなくす取り組みを行っている。 ・子ども部会は、メディア対策としてチャレンジ週間を活用しノーメディアの推進を図ること、野菜プラス1の取り組みとして出前講座(野菜をテーマとした劇)の活用を図ること、これまでどおりわくわくフェスタを活用した啓発を行った。 ・働き盛り部会は、実態把握と野菜摂取の啓発を兼ねた野菜プラス1アンケートの実施、出前講座(7項目の中から選択)の活用推進、心の健康づくり研修会への積極的参加を中心に取り組んだ。 ・地域部会は、町内の禁煙状況が一目でわかる禁煙マップを作成し、検診・会議等の場に掲示することで、より多くの方に意識してもらい取り組み、出前講座による野菜プラス1やラジオ体操の啓発、わくわくフェスタに子ども部会と一緒に参画することで、若い世代を巻き込んだ食の啓発を行った。 	B
---	--	--	---

地域が主体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等で地域の住民が主体となって「いきいきサロン」など小地域の活動の開催を支援し、介護予防の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会本来の活動の在り方として地域における「いきいきサロン」活動は古典的な手法であり住民の地域活動の中心的な活動であったが、最近支援者の高齢化などにより開催ができにくくなってきているのが実情である。要綱等を変更し開催を働きかけ開催が増えた地域もある。全体の開催回数は 72 回 参加者の総数は 1,839名。(半年分) 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進事業の推進（スポーツ大会、スポーツ講習会）の開催により健康増進の普及を協働して実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月第4土曜日をウォーキングの日と位置づけ、生涯学習課（町内12公民館）と共催で毎月ウォーキング事業を実施している。新規参加者と開催地区での参加者を増やすため、地域のお宝めぐりとして公民館主事や地域の方による景勝地の説明を行ったり、開催地区にチラシを配布するなどの工夫をしている。ウォーキングの日だけでなく、日ごろから歩く方を増やすため、記録用紙（ウォーキング記録表）を配布し、歩数を記録してもらい取り組みも継続しており、記録をつけることが定着した方もある。 11月荻原健司氏を講師に、ウォーキング&ノルディックウォーキング大会を開催した。行政関係者だけでなく、ノルディックウォーキングクラブやライオンズクラブの協力もあり、住民の皆さんとともに健康づくりを行うことができた。（保健課） 地域の健康サロンとして阿須那公民館のグラウンドゴルフ大会を実施し、サロン以外の多くの方が参加し、スポーツを楽しんだ。（阿須那公） 毎月最終月曜日にノルディックウォーキング講習会を実施している。（阿須那公） 暮らしの生き方講座のシリーズで、地元の講師による「椅子ヨガ」を4回開催。延べ170名が参加。それを持ち帰り、家庭や集落のサロンで健康体操をして、町民自ら健康増進の意欲へとつながった（阿須那公） 毎月最終金曜日にノルディックウォーキング講習会を実施している。（井原公） 公民館の自主教室として地域運動教室が週に1回活動を行っている。 また、公民館単体でグラウンドゴルフ大会を行っている。年2回行い、春は41名、秋は31名の参加があった。仲間内でグループを作ったの申し込みが多く、幅広い健康増進につながっている。その他、保健課と連携して健康ウォーキングを実施した。（市木公） 高齢者体育大会、自治会対抗親睦球技大会を実施した（中野公） 田所公民館長杯グラウンドゴルフ大会を地区民を対象として12月に実施した。（田所公） 保健課と共催のウォーキングを開催した。（日貴公） グラウンドゴルフ大会や保健課共催のウォーキング事業を実施した。（日和公） 世代間ゲートボール大会の実施（7月）や冬季オリンピックの開催（2月）を通して、健康増進を図った。（布施公） 矢上地区ウォーキング講習会を開催した。（矢上公） 矢上地区を対象に障害者スポーツ「ポッチャ」の体験会を行った。（矢上公） 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町食育推進計画に基づき食育の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と情報共有の場を設けた。 「食育の日」について、広報、各公民館だよりで周知した。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。 	<p>身近な公民館や自治会館などの地域の拠点で、元気な高齢者と要介護状態となる恐れのある高齢者を分け隔てなく集まって、体操等の介護予防に取り組み「高齢者つどいの場づくり～寄り合い処」事業を昨年度からスタートしており、現在2地区で立ち上がり活発に活動がなされている。他地域においても数カ所立ち上げに向けた動き出ている。取り組みが始まって地域を見ると、この事業を通じて介護予防の効果だけでなく地域の住民とおしの声掛けや支え合いや見守りなどにも広がりが見られて、地域づくりの取り組みへと広がりがつつある。</p>	B
	<ul style="list-style-type: none"> 公民館・自治会を拠点とし、身近な場所で健康づくり活動を推進します。 	<p>公民館や自治会など身近な地域の拠点で、元気な高齢者と要介護状態となる恐れのある高齢者が分け隔てなく集まり、体操等の介護予防に取り組み高齢者集いの場づくり事業を実施し、2地区で活動中。介護予防の他、地域の住民同士の支えあいにもなっており、地域づくりの活動へと広がりがつつある。今後も他地区での立ち上げに向けた調整を行う。</p>	B
	<ul style="list-style-type: none"> 体制の充実に努め、定期的に事業評価や内容の見直しを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課（地域包括支援センター）、生活支援コーディネーター（社会福祉協議会）や保健課・保健所等の関係職員が月1回集まって、医療介護連携や介護予防等について協議しているが、合わせて地域が主体の健康づくりの推進のための施策についても話し合った。具体的には、ボランティア研修会の在り方、公民館単体の第2層協議体立ち上げ支援等について協議し、今後も地域住民主体の健康づくりの体制整備に向けて検討していく方向。 	B

②地域活動の人材育成とネットワークづくり

集落・自治会の地区活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会・集落等身近なネットワークの構築等により、住民自らが課題を発見し、解決できる地域づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域で出来る助け合いのネットワーク」について、福祉課による地域包括ケアシステムとしての「地域支え合い会議」を設立。公民館と連携し、出雲市の先進団体の視察を実施。そのことで地域で何が出来るかを町民自ら考えるきっかけとなり、相互福祉の気づきとしての地域づくりへ発展する要素ができた。（阿須那公） 口羽公民館活動推進協議会を開催し、課題がでることがある。（口羽公） 出羽版地域包括ケアシステム「すまいるサポート出羽」の研修、寄合処、月1カレーライスの日の活動を自治会・地区社協・公民館3者連携して実施した。（出羽公） 日貴地区活性化協議会を中心として、地区別戦略事業に取り組んでいる。地区別戦略委員が観光部・生活部・産業部の3部会に分かれて地域課題等の解決に取り組んでいる。（日貴公） 地区別戦略実行委員会に積極的に参加し、地域課題解決について共に考えた。（布施公） やまば祭りや矢上ふるさと祭り（公民館祭り）をとおし、互いに課題について協働することで、自らが解決する意識づくりができた。（矢上公） 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決を地域主体で先行的に行っている地区を参考に、応用できる取り組みを他の地区にも広げていけるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域で出来る助け合いのネットワーク」について、福祉課による地域包括ケアシステムとしての「地域支え合い会議」を設立。公民館と連携し、出雲市の先進団体の視察を実施。そのことで地域で何が出来るかを町民自ら考えるきっかけとなり、相互福祉の気づきとしての地域づくりへ発展する要素ができた。（阿須那公） 地区別戦略実行委員会とともに益田市匹見町の道川地区への視察へ赴いた。（布施公） 	A
公民館の活用と地域活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 各地区公民館が中心となり地域のネットワークづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域で出来る助け合いのネットワーク」について、福祉課による地域包括ケアシステムとしての「地域支え合い会議」が設立。公民館と連携し会議や事業を展開した（阿須那公） サークルの活動報告を兼ねた公民館集いの会を毎年開催（口羽公） 市木は1自治会、1小学校、1保育園であることから、これらの代表者と駐在所、公民館で2か月に1回行事や連絡事項などを共有する場を設けている。（市木公） 出羽版地域包括ケアシステム「すまいるサポート出羽」の研修、寄合処、月1カレーライスの日の活動を自治会・地区社協・公民館3者連携して実施した。（出羽公） 女性セミナーを月1回開催し、女性の出かける場づくり、仲間作りのきっかけをつくった。（田所公） 矢上地区自治会設立40周年記念（矢上ふるさと祭り）を行い自治会と協働しネットワークを強化した。（矢上公） 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の学習やネットワークづくりを通じて、具体的な地域活動につなげていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 阿須那地区社協と共催で事業を実施。そのことで、福祉活動への課題解決に向けて新たな団体設立に向けた行動をすることができた。（阿須那公） 出羽版地域包括ケアシステム「すまいるサポート出羽」の研修、寄合処、月1カレーライスの日の活動を自治会・地区社協・公民館3者連携して実施した。（出羽公） 	A
地域リーダーの育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各機関、団体、組織（自治会・地区社協・公民館等）等が中心となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー（ファシリテーター）の育成が図れるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 阿須那地区社協と共催で事業を実施。そのことで、福祉活動への課題解決に向けて新たな団体設立に向けた行動をすることができた。また「地域支え合い会議」を設立することができ、そのメンバーは各団体の次世代を中心に構成。積極的に地域の課題について取り組むシステムへとつながるきっかけとなった。（阿須那公） 出羽版地域包括ケアシステム「すまいるサポート出羽」の研修、寄合処、月1カレーライスの日の活動を自治会・地区社協・公民館3者連携して実施した。（出羽公） 女性セミナーを月1回開催した。企画、運営を参加者に任せることで主体的に活動することができた。（田所公） 	A

	<ul style="list-style-type: none"> 次代を担う若い世代の地域活動への参加を促進し、リーダーの育成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 阿須那地区社協と共催で事業を実施。そのことで、福祉活動への課題解決に向けて新たな団体設立に向けた行動をすることができた。また「地域支え合い会議」を設立することができ、そのメンバーは各団体の次世代を中心に構成。積極的に地域の課題について取り組むシステムへとつながるきっかけとなった。(阿須那公) 井原つながるプロジェクト、雲井会と連携し、次世代のリーダーを育成するグループを立ち上げ、9月から活動を開始した。(井原公) 公民館まつりを通して、各集落バザーでの中高生の参加、ステージでの司会、矢上高校神楽愛好会の出演、中学生吹奏楽の出演、会場設営の手伝い等、地域との繋がりを感る、また地域デビューのきっかけづくりを行った。(出羽公) 計3回の地域学校の実施に伴い、保護者に協力を仰ぐことで、参加者としてだけでなく指導者の立場として主体的に活動に参加することができた。(田所公) 公民館まつりの実施に伴い、今年は中学生に司会を依頼した。地域活動への参画のきっかけをつくることができた。(田所公) 公民館事業において若者世代の方々に協力していただきながら実施した。(日和公) 地域行事への若者参加向上のために、行事の際の若者の居場所づくり(バザー等)を進めた。(布施公) 地区別戦略団体と連携しドローン講習や物作り講習会を行い、若者参加を推進した。(矢上公) 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課、保健課、町社会福祉協議会等で行う人材養成については、役割分担の明確化、または統合等を視野に入れ調整を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健課・町社会福祉協議会・福祉課とボランティア研修会を一本化し、協力して開催している。一本化したボランティアの皆さんの地域での役割がより明確になるように、名称を「地域支え合いボランティア」とした。また、今年度、新規ボランティア養成講座を開催し18名のボランティアが新たに誕生した。終了後、できるだけ地域の介護予防事業などの活動の場につながるよう住民主体の介護予防事業(支え合いミニディサービスや地域運動教室、高齢者集いの場事業等)を紹介した。参加者の方は、地域の中で自分のできることから少しづつ取り組んでいきたいとの感想が多く聞かれた。 	B
福祉課題や生活の困りごとに対応するための仕組みづくりに向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体による福祉サービスの構築や担い手づくり、生活の困りごとを身近な地域で解決するための仕組みづくりに向けて、自治会や公民館、関係機関等と連携を図りながら検討を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度、第2層協議体を公民館単位で3か所以上立ち上げる目標を掲げ、社会福祉協議会に委託した第一層生活支援コーディネーターと協力して各地区へ働きかけを行ったところ、6か所で立ち上がった。現在、それぞれの協議体毎に福祉課題や生活の困り事に対応するためのしくみづくりに向けた検討が行われている。来年度は残り6か所でも立ち上がるよう、生活支援コーディネーターと連携し支援していく方向である。 	B

③各種団体やボランティア活動・NPO活動及び企業ボランティアの促進

各団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ、障がい者団体等の自主的な活動が継続できるよう支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 「邑智郡ふれあいの会」総会5/18 24名参加、夏の遠足7/6(焼肉バイキングと買い物) 30名参加 12/7 40名参加 「手をつなぐ育成会」総会6/9 23名出席 イベントへのバザー参加(神楽大会・福祉大会) 10名参加 	B
ボランティア活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアへの参加が少ない青壮年層を中心にボランティア活動についての情報提供や参加機会の提供、参加の呼びかけを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に基づき、要約筆記・手話ボランティアをイベントに派遣している。 子育てサロンへの参加、地域福祉月間のボランティアの日(清掃活動)の参加など、様々な活動への参加を促している。 災害ボランティアへの登録、ひとり1品運動への参加や協力を様々な機会にお願いしている。 ボランティア活動を支援する目的として、団体へ活動助成金を交付した。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 町社会福祉協議会が設置しているボランティア活動団体連絡協議会により、各ボランティア団体が連携し、加入者の確保を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 各ボランティア団体の活動は活発に行われ、毎年町社協から活動への助成を行っている。 ボランティア団体の活動を活性化させていくため、団体相互の連携を深めていく取組みが必要である。 現在、449名が加入している。行事用2,078名加入。福祉サービス総合保障292名 	B
一般企業等のボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の見守りや高齢者・障がい者の生活を支えるため、郵便局や農協、商店で行われている見守りや声かけの継続とともに、新たに一般企業で取り組みができるよう啓発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステム、協議体における委員構成において、町内各団体及び組織に依頼し啓発活動を開始した。第2層協議体のコーディネーターも配置され細かな対応が期待される。企業の社会貢献意識の高まりをとらえ、アプローチを検討する。 	C
ボランティア団体の横の連携	<ul style="list-style-type: none"> 町社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。 ボランティア活動団体連絡協議会を通して横のつながりを促進し、既存のボランティア団体の活動が活性化できるよう支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンター運営委員会(町社協)を再構築し、ボランティア活動促進に向けて共通理解を図っている。 ボランティア活動団体連絡協議会の開催はないが、各団体におけるメンバーが重複している場合があり、各団体ごとの判断によりイベント時の共同開催などを実施されたケースもあり、今後も情報提供を行いながら支援をしていきたい。 町社協の支援事業により助成金が交付され、活動の活性化の一助となっている。 	C
NPO法人の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。 現在活動しているNPOが運営を継続できるよう支援を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人は町内に4団体であり、その内、30年度において1団体は他町より転入、2団体について新設された。中山間地域の課題解決、観光振興、デマンド運行、教育研究などの活動が行なわれている。 これらのNPO法人は、収入面の限界と、人材の確保などの課題を抱えている。総事業費の確保のため、行政からの業務委託に加え、事務代行、農産物の販売、研修(教育旅行、修学旅行等)等手数料のほか、会費や自主事業(放牧)などの可能性を検討しているNPO法人もある。 4団体のうち1団体については、地区別戦略計画に地域の交通や高齢者支援を目的に地域課題を解決する手段として、NPO法人が立ち上がった。今後も同様の動きが予想され、相談支援を行う必要がある。 活動内容・運営などに関する相談を受け付け、定住財団や県NPO活動推進室からの情報提供を行っている。 	A
			B

1-2 一人ひとりの個性と権利を大切にすまちづくり

(1) 権利擁護の推進と虐待・暴力の防止

【数値目標】	町社協の権利擁護事業を知っている人の割合 平成27年度 26.3% ⇒ 平成32年度 35.0%		
--------	---	--	--

①権利擁護事業の普及促進

日常生活自立支援事業の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が不十分となった人に対して、町社会福祉協議会が配置する生活支援員が意思表示の援助や代弁、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め利用の促進を図ります。 継続的な事業の運営に向けて、人員体制の整備を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在15名が利用中。支援員29名中4稼働中。生活困窮者自立支援事業からの利用者や町内福祉施設等からの働きかけもあり利用者は増加傾向。 フォローアップ講座、スキルアップ講座、町民後見人養成講座をローテーションで開催することとしており、今年度は3月に町民後見人登録者29名を対象にフォローアップ講座を開催する。 	A
			A

成年後見制度の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、成年後見人等が支援します。 親族や専門職等が後見人となることができない場合は、町社会福祉協議会が後見受任します。 成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、後見12件、保佐10件、補助1件の合計23件を町社協で受任している。この件数に対して社協職員2名、支援員29名の内の12名で対応している。 後見人の役割について町当局との調整を行っている状況。 権利擁護センターとして各種相談を1000件以上受けている。 社協広報、ホームページに掲載し啓発活動実施。 	A
民生委員・児童委員による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員が地域住民の生活実態を把握し要支援者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者で支援を要する世帯に、民生委員が権利擁護のための情報提供を年間を通じて行っている。 	B

② 苦情解決事業の充実

サービス事業者が行う苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> 介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に対して相談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るよう支援します。 問題等が生じた場合には地域包括支援センター運営協議会で情報を共有するなど、第三者評価による情報の公開を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護・福祉サービス提供事業者が利用者等の苦情に対して相談窓口を設置しており、苦情や不満の解決に努めている。 第三者評価で共有する問題はなかった。 	B
介護相談員派遣事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスの利用者とその家族に対して、サービスを利用する上で生じた疑問や不満などの苦情に至るまでの相談に応じ、サービスの質の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護相談員が月2回施設訪問し、利用者の声や相談員の気づきを受入施設へ伝え問題解決に向けたアプローチをしている。場合によっては事務局も同行訪問を行う。 三者連絡会では受入事業所に介護相談員派遣事業の再確認及び介護相談員及び事業所間との意見交換を行うことができ、大きな苦情となる事を未然に防いでいる。 	B

③ 虐待や暴力を防止する対策の推進

高齢者、障がい者、児童、女性に対する虐待・暴力の防止	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の対応には、介護者・家族の支援も必要であるため、「邑南町高齢者虐待対応マニュアル」により、高齢者虐待対応ネットワーク会議で解決策を検討し対応にあたります。 障害者虐待防止のため、町地域自立支援協議会相談支援部会の保健師や相談支援専門員との連携に努めるとともに、発見や通報には「障害者虐待防止マニュアル」に基づき迅速かつ適切に対応します。 児童虐待を発見し、早期解決を図るため、発見や通報には「児童家庭相談援助指針」に基づき「邑南町要保護児童対策地域協議会」と連携して迅速に対応します。 男女共同参画計画を平成28年度に見直し、DVの予防に向けた意識啓発・広報を強化します。 女性相談センターと連携し相談体制の整備に努めます。 必要に応じて警察の立入調査の援助を要請します。 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の通報(疑いも含む)があった場合は、「邑南町高齢者虐待対応マニュアル」を参考に各種関係機関と連携し情報収集し迅速に対応した。高齢者虐待対応ネットワーク会議は、保健医療福祉分野の相談の範囲を超えた専門的、緊急に対応する会議となっており、今年度は発生していない。 邑南町障害者総合支援協議会、及び相談支援部会における関係機関の連携を密にし、情報を共有している。 児童虐待防止対策については、相談窓口である『子どもまるごと相談室』において、子育て不安を抱える保護者への相談体制を整え、妊娠期からの虐待予防及び早期発見に努めています。また、邑南町要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携の中、虐待に関する相談・通報受付窓口の機能強化及び周知を図り、迅速な対応に向けた体制整備を図っています。 11月24日(日)に道の駅瑞穂で行われた「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動に参加し、町民を含む来客者へ意識啓発を働きかけた。 県の男女共同参画サポーターとの連携を密にし継続した啓発に努めていく必要がある。 町民の方から相談を受ければ関係各課や女性相談センターへ情報提供するなど、より良い支援体制の実現に努めている。 女性相談センター西部分室が事務局を務める「大田園域女性に対する暴力対策関係機関連絡会」へ出席し、情報共有や学習を行い、現状把握に努めた。 今後も関係機関と連携していくことが重要と考える。 相談内容の中で、身に危険性がある場合または危険を及ぼす予測がある場合は、警察に連絡している。(町民課) 児童虐待においては、邑南町要保護児童対策地域協議会のなかで警察との連携を密に行っており、問題が発生した場合は連携して対応する体制を整えています。 引き続き関係機関と連携し対応していくことが必要。 	B
			A
			A
			B
			A
			A

(2) 要支援者等の把握・孤立防止と対応の強化

① ネットワークを活用した潜在的な要支援者等の把握

各種機関・人的ネットワークによる要支援者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し情報とニーズの把握に努めます。 生活困窮者等の生活支援の必要な人を把握するため、庁内各課や関係機関等と連携し、保険料の滞納等生活困窮が疑われるような情報の把握・共有を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議3回 民生委員(羽須美5回)(瑞穂3回)(石見3回)担当者件数(5回) 生活困窮者等の生活支援の必要な人を把握するため、庁内各課や関係機関等と連携し、保育所利用料の滞納等生活困窮が疑われるような情報の把握・共有を図ります。 	B
			A
新たな地域ネットワークの構築に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局や移動販売等の民間事業者と連携した見回りなど、要支援者の状況を定期的に把握する多様なネットワークの構築を、今後も検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 先般、郵便局から「地域支援の取り組みとして郵便局に期待すること」等についてのアンケートが実施されたが、地域包括支援センターとしても、今後民間事業者とも連携した要支援者等見守り体制の構築に向けた協議ができないか検討していきたい。また、地区別戦略の取り組みの中から、「高齢者つどいの場づくり事業の寄り合い処」の立ち上げや、買物支援と高齢者の見守りを組み合わせた取組など要支援者等を支援する多様な取り組みが広がってきている。 	B

② 社会的孤立者や生活困窮者等への包括的な支援の推進

経済的自立のための支援策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。 経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができるよう「生活福祉資金」の活用を紹介します。 低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> プラン作成14件(31年度4件作成) 権利擁護センターとしての対応。就労訓練に係る受入れの場や理解が進まず”困窮からの脱却が”難しいケースが多い。 状況に応じて相談に応じているが、生活福祉資金貸し付けは将来の返済が伴うため、返済不能が心配される場合が多く、貸し付け決定が難しい状況である。 窓口、訪問対応や介護支援専門員、施設等と連携し、低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯について、社会福祉法人等利用者負担軽減制度や介護保険負担限度額認定等により、低所得者への支援を行っている。 	A
			C
			B
高齢者の閉じこもりやひきこもり等の対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもりには、地域における見守りネットワークを構築し、本人や家族を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしの生き方講座のシリーズで、地元の講師による「椅子ヨガ」を4回開催。延べ170名が参加。その中の参加者で、高齢の方が、家から出ない状況から、この講座に参加し、笑顔を取り戻すことができたこととあった。町民自ら健康増進の意欲と社会復帰へとつながった(阿須那公) 高齢者の生きがいつくりを目的に毎月ひまわり教室(園芸教室など)を実施している。(井原公) 地区社協や自治会等と連携し、高齢者の閉じこもり防止や孤食対策の取り組みを行った。地区全体にアンケートを実施し、今年度12月に第1回目を開催。年度内にもう一度開催予定(1月末現在)来年度も数か月に1回程度で開催する予定。(市木公) 出羽版地域包括ケアシステム「すまいるサポート出羽」の研修、寄合処、月1カレーライスの日の活動を自治会・地区社協・公民館3者連携して実施した。(出羽公) 高齢者の引きこもり対策として高齢者カルチャーバスを実施した(日貴公) 高齢者の生きがいつくりとして、コーラス教室を実施した。(日和公) 高齢者の健康力維持向上や生きがいつくりのために毎月1回もみじ会(認知症予防教室)を開催し多種多様なイベント活動を実施した。(天上公) 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員や保健師による訪問を実施し、適切な情報の把握と必要なサービスの提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度も地域包括支援センターの職員が地区民生委員会に出席し、気になる方の情報交換を行ったり、支援が必要な高齢者については家庭訪問を行い、安心して暮らしていくために必要なサービスなどの紹介を行った。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 医療等が必要な場合には、保健師により受診勧奨をすることにより状態の改善を勧めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 早急に医療につなげる必要がある場合には、家族・親族等に働きかけながら関係機関と連携し、受診に結びつくよう努めた。 	B

生活困窮者への総合的な支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度により、生活全般に渡り困りごとや不安を抱えている人に対し、支援プランの作成や住居の確保、就労支援、子どもの学習支援等を行うほか、個別の状況に応じて、ハローワーク等の関係機関を通じた支援に結びつきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 複合的課題を抱える相談者への支援には、関係機関との連携が重要なため、相談機関である社協が、福祉事務所、ハローワーク、地域包括支援センターと定期的に連絡・協議しながら個別支援を計画している。 	B
------------------	---	--	---

1-3 支え合い・助け合いを促す基盤づくり

(1) 情報提供・相談対応の充実

【数値目標】	町のサービスに関する情報を得られている人の割合 平成27年度 69.9% ⇒ 平成32年度 75.0%		
--------	--	--	--

① 情報提供の充実

地域の民生委員・児童委員による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談に応じて必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をします。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員協議会主催の研修のほか、関係団体の研修や関連制度に係る各種の情報習得機会を有効に活用するなど専門機関に関する情報の収集に努めている。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉票を作成し、各種サービスの情報を必要とする人に対して適切な相談にあたります。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員活動の基本として福祉票の作成は引続き推進し、これを基に平素の相談・訪問活動を展開している。また、災害時要援護者情報も取り入れ、災害時の要援護者の把握を行っている。 	B
子育て等に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 児童問題に関する情報提供は、関係各課、教育委員会及び学校・保育所（園）で行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関する保健・福祉・教育などあらゆる相談に総合的に応じることができるよう、「子どもまるごと相談室」において、子育てに関するワンストップ窓口として情報提供を行っています。 各窓口のほか町広報誌、ホームページ、子育て支援ハンドブック等を通し、情報提供を行っています。引き続き、子育て家庭において子育てに関する情報が入手しやすいよう努めていく必要があります。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 育児についての相談は、地域子育て支援センターや保健師、子育てサロン等で行っており、町広報紙やホームページ等を通じて情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センターは、瑞穂地域の東光保育園、石見地域の東保育所で運営し、子育て中の保護者の相談対応や情報提供、保護者同士の交流会を開催しています。 社会福祉協議会でも子育て支援ボランティアによる交流会を開催しています。 	A
ボランティアに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 町社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と住民の参加を促進できるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体の名簿並びに諸活動をファイル管理している。(33団体登録)活動を町社協広報紙に掲載してPRしている。 ボランティアセンターで必要なボランティア情報を把握し、個々の団体に発信している。ボランティア活動団体に毎年助成金交付している。(31年度16団体 480,000) 	B
職業や技能を活用するための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が有する知恵や技術を地域において役立てるための情報をシルバー人材センターが提供し、参加を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター状況として、会員数は89名(令和2年2月1日現在) お盆前の草刈り作業、墓掃除などに業務が集中する場面があるが、著しい遅延はなく業務執行できている。 就労いただく方への配分金等多いほうが望ましいと考えるが、社協の運営する助け合いのシステムであり奉仕の精神など汲み取っていただきながらの活動となっている。 今年度は消費税、増に伴い工賃をアップ。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所や邑南町無料職業紹介所と連携して、職業に関する情報を紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援協議会の就労支援部会が開催する雇用促進連絡会において、参加者へ就労に関する情報提供している。 障がい者の就労を促進するため、障害者総合支援協議会就労支援部会が町内企業の参加・協力を得て、雇用促進連絡会を開催している。 	A

② 相談対応の充実

在宅療養・介護を支える相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養や介護を支えるために、医療機関と連携しながら町全体で医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 邑智病院（地域連携室）や各医療機関等から、在宅生活を送る上で何らかの支援が必要な事例の情報が入った場合、対象者の家族等に対し地域包括支援センターへ気軽に相談してもらうことの紹介や、その後の必要な支援について病院と連携を密にして対応しよう努めている。今年度は邑智郡医療・介護多職種連携研修に参加し、地域での連携のあり方について学んでいる。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係課や関係機関のネットワークを充実し、迅速な相談対応を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在地域ケア会議等を通じて、何らかの支援を必要としている方に対し、関係者間で情報共有しながら的確な支援ができるよう努めた。また県央保健所管内の関係者で昨年度作成した「大田圏域における入院連携ガイド」を今後活用し、病院から在宅へ切れ目のない支援が提供できるよう関係者で情報共有を図っていきたい。 	B
日常生活を支える相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応や活動周知のため民生児童委員による訪問活動を継続した。 民生児童委員協議会での研修等や委員同士の情報交換により、相談対応方法や援助技術について研鑽を図りつつ、住民や相談者の対応に備えている。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 町社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談（毎日型・訪問型）、教育相談、女性相談、法律相談等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 町社協に総合相談センターを設置し、様々な相談体制をとっているが、近年の相談内容は複合的・専門的知識が求められ、また解決困難のケースが増加傾向にある。(生活困窮・権利擁護・相続・遺言・成年後見ほか)相談件数1106件 法律相談を年12回開催し、顧問弁護士契約(町社協)を締結しているため、随時・都度、対応出来る体制である。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 町民課では、人権擁護委員による人権相談日を各地域で設けるほか、消費者問題について相談窓口を周知し被害の防止を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員による特設人権相談所を石見・瑞穂・羽須美地域で年4回ずつ実施した。 消費者問題についての相談受付を町民課及び各支所窓口業務部で行い、6件の相談があった。 相談しやすい環境づくりとして人権擁護委員についてや相談日について広く知ってもらえるよう積極的に広報・啓発活動を行った。 消費者問題の発生事例、相談受付についての広報・啓発活動を行い、早期の相談を促し被害を未然に防ぐことが出来た。 	A
高齢者に関する相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に関する相談に対し、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう、地域包括支援センターを中心として各種専門機関のネットワークを活用し対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員の会や出前講座等に出かけて行き、高齢者に関する総合相談窓口が地域包括支援センターであり、地域包括支援センターが中心となって各種専門機関とネットワークを活用し対応していくよう努めていることを周知している。今後も高齢者の困り事に素早くまた的確に対応できるように努めたい。 	B
障がいのある人の相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者相談員及び知的障害者相談員が本人や家族の相談に応じます。相談員の資質向上に対する支援の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 町が身体障害者相談員、知的障害者相談員を毎年1名ずつ業務委託しており、当事者からの相談に応じている。今年度より任期は2年とした。 精神障がい者からの相談は専門的知識を有した有資格者でなければならず、一般の方への相談員の委嘱は難しく、主に保健師が対応している。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。 	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町障害者総合支援協議会相談支援部会を、それぞれの相談支援事業所等で定期的に開催している。年6回 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 関係各課と連携しながら、いつでも相談できる体制づくり・関係づくりを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援協議会相談支援部会を継続的に開催することにより、福祉課と保健課だけではなく、相談支援事業所、町社協、邑智病院と連携している。 	B
児童・生徒に関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 地域における児童・生徒の問題等の相談には、児童委員と主任児童委員が対応し、学校においてはスクールカウンセラーを派遣し、養護教諭、担任等が相談に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> 主任児童委員による定期的な学校訪問などにより、学校との連携も図りつつ、児童の実情把握や問題の早期発見に努めている。(民生児童委員協議会) 関係機関が連携し児童生徒の相談支援体制の充実に努め、一貫した支援体制で取り組むことが必要である。(学教) 島根県スクールカウンセラー活用事業を今年度も活用できた。昨年度から全小中学校にスクールカウンセラーが配置(4名で兼務)され、児童生徒や保護者、教職員に対して相談対応ができた。県配置の時間数で対応できない場合や緊急時には町単の時間外で対応をした。(学教) 町のスクールソーシャルワーカーや町教育支援センターとの連携に努め、不登校児童生徒やその保護者の相談対応や学習支援などを行い、児童生徒の支援を行った。(学教) 	B

	<ul style="list-style-type: none"> 通級指導教室では、学校生活及び学習、発達等の相談に応じます。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校1校、中学校1校に通級指導教室を配置し、特別な支援の必要な児童生徒やその保護者の相談に対応している。 引き続き児童生徒の困難さに応じた支援を行い、就学前の児童を含めた児童生徒の保護者の相談に対応した。 すこやか相談会（旧合同相談会）においては通級指導教室の教職員が中心になり相談スタッフとして年間通じて実施し、支援が必要な児童生徒及びその保護者、教員や保育所・園職員等の相談に対応し、相互の連携をとった。 教育支援委員会の委員として学校訪問や保護者面談に専門委員として継続して活動した。 島根県が29年度より2年間、「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」を県教委と取り組んでいる。通級担当者の専門性向上とともに各小中学校への理解啓発のため、研修会の開催、通級指導教室の冊子作成を行った。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援センターにおいて、不登校・不登校傾向の児童生徒やその保護者、教職員等の相談に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導員を2名配置し、学校巡回、不登校・不登校傾向の児童生徒やその保護者、教職員等の相談に対応している。状況に応じてケース会議等情報共有も行った。 利用者に対し、学習支援やコミュニケーションスキルの向上を目的とした活動体験（調理、スポーツ等）など取り組んだ。 町のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする子どもを支援する関係機関との情報共有等を行っている。 児童生徒のカウンセリング等の場として、週1回、石見養護学校のセンター的機能を活用し、巡回訪問を実施している。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 町社会福祉協議会では、教育相談を定期的に開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度の教育相談は夏休みに2日間開催した。（学教） 年1回ほど瑞穂小学校通級指導教室の協力を得て開催している。（今年度相談11件）（社協） 現在年1回（夏休み・冬休み期間中）瑞穂小学校通級指導教室の協力を得て開催している。（社協） 必要（相談件数の増加）があれば更に瑞穂小学校通級指導教室に財政的な支援を実施する。（社協） 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携し、児童・生徒を多面的に支援できる体制づくりを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援相談スタッフや教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと学校が状況に応じてケース会議等で情報共有しながら、一貫した支援ができるよう体制づくりを行っている。（学教） 福祉教育は社協思想の根幹をなすものであり大変重要であると考えます。しかし学習指導要領等の改定等により、教育現場における温度差があり、体験活動は学校を単位に実施していただいているが、連絡会議の設置には今だいたっていない。（社協） 	B
母子・父子家庭等に関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員が母子・父子家庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたります。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもまるごと相談室の職員が母子・父子自立支援員を兼任し、対応しています。 	A

③地域で各種情報を収集する環境の充実

地域における多面的（制度横断的）な情報収集のための学習活動	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、成年後見制度、消費者問題、防災、救急救命など時代に即したテーマで、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の健康力維持向上や生きがいづくりのために毎月1回もみじ会（認知症予防教室）を開催し多種多様なイベント活動を実施した。（矢上公） ポジティブな言葉を子ども達に掛けることの大切さを伝える講演会 1回 障がい者理解に関する講演会 1回 高校生の成長と笑顔で声掛けをすることの大切さを伝える講演会 1回 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出前講座等を活用して支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の健康力維持向上や生きがいづくりのために毎月1回もみじ会（認知症予防教室）を開催し多種多様なイベント活動を実施した。（矢上公） 	B
ケーブルテレビを活用した情報環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビを利用して、高齢者や障がい者などの社会的支援を必要とする人が安心して健康な生活を送れるよう、情報提供します。 情報システムを活用した見守りの体制づくりやわかりやすい情報提供を図ります。 	<p>ケーブルテレビの番組のなかで健康体操や健康講演会などの番組や高齢者や障がい者が活躍する姿を積極的に紹介しています。引き続き関係各課と共同して情報提供していきたい。</p> <p>町のお知らせについては文字放送やデータ放送など文字を使ったわかりやすい情報提供をします。おおなんニュースなどの番組についてもわかりやすい表現で提供します。また、みまもりのシステムについて、おおなんケーブルテレビの事業としては継続が困難と判断します。センサーやカメラを利用したインターネットによる見守りサービスなどを導入する利用者のアドバイスができればと考えます。各課と連携して共同で研究していきたいと考えます。</p>	B

(2) 保健・医療・福祉等の多分野による連携の促進

【数値目標】	保健・医療・福祉等の多分野が集う会議の開催数 平成27年度 2回 ⇒ 平成32年度 5回		
--------	---	--	--

①保健・医療・福祉等の連携調整

福祉調整会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、医療機関、代表者、それぞれの調整会議を開催し、情報提供や意見交換を行い、施策の推進、課題解決等を行います。 調整会議以外の会議体との調整を行い、体制の見直しを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉調整会議代表者会を開催し、テーマ別の研修や情報提供、意見交換を行っています。 児童、高齢者、障がい、保健等、それぞれの構成機関における同様の会議において、体制の見直しを行っている。 	B
関係機関による連携体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公立邑智病院の地域連携室や地域包括支援センター、町社会福祉協議会、庁内関係課で構成される「邑南まるごと支え合いチーム」を中心に、地域包括ケアの体制づくりに向けた実情把握と検討を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 「おおなん支え合いチーム会議」を今年度はまだ開催できていないが、その下部組織である「地域部会」を、「生活を支えるために必要な施策を協議する部会」と「医療介護に係る課題を解決するために協議する部会」に分け、それぞれ隔月で開催し、安心して住み続けられる地域づくりに向けた協議検討を行った。 	B
多職種による横のつながりづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉分野における多職種での、また地域の関係機関での情報交換の場の設定等を行い、横のつながりづくりを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内社会福祉法人、医療法人の代表者で構成する邑南町福祉調整連絡協議会代表者会議を3月に開催予定で、この会議を通じて関係機関同士の情報交換を行っています。 	A

②ケアマネジメントの充実

ケアマネジメント研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員に対する包括的継続的ケアマネジメント支援として、今年度も「ケアマネジメント支援会議」を実施し、事例提供した介護支援専門員の思考過程に着目し、介護支援専門員同士で助言を行った。他に個別に検討する必要がある際は、多職種による「個別ケース会議」を実施した。医療との情報共有が必要な際には「邑智病院個別ケース検討会」で検討した。 大学講師を迎え、専門知識の向上のための研修会も実施した。 	B
事業者連絡会・地域ケア会議等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターは事業者連絡会や地域ケア会議において、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要なサービスの開発・研究を行います。 保健・医療・福祉・介護の連携を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 6月に開催した事業者連絡会では、介護保険に関する制度説明や町の状況、新規事業の情報提供、また医療機関からも情報提供があり、事業所間でも意思疎通を図った。 地域における医療介護に関する課題を、関係者との会議や研修会を通じて吸い上げ、整理し、地域部会で共有するよう努めた。 	B
ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。 ケアマネジメントに関係する専門職の育成と人材の確保を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 一家の中で介護サービスと障がいサービスを利用する世帯に対し、家全体として把握する必要があるため、お互いの支援状況を把握し、今後の援助の方針を検討した。 障がいサービスを利用中の人が介護保険サービスの利用を行う際には、介護・障がい双方で情報共有し、スムーズな移行ができるよう連携した。 介護支援専門員に対し毎回テーマを設けて研修会を開催し、積極的に受講してもらうことでスキルアップに努めた。 	B

(3) 安心して自立した生活ができる環境整備の推進

【数値目標】	過去1年間に防災訓練に参加したことがある人の割合 平成27年度 38.0% ⇒ 平成32年度 45.0%		
① 公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保			
バリアフリーのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改築に関するバリアフリー化に努めます。 民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築士等と協力して相談窓口の設置を検討します。 住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。 高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。 住宅マスタープランを策定し、安全・安心の住生活の促進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅については、バリアフリーの整備基準を満たした設計を行っている。今後も継続していく。 バリアフリー新法の関係から、島根県及び県央県土整備事務所の建築部を相談窓口として紹介している。 「長寿社会の住まいづくり」相談員名簿で周知している。 トイレ・浴室に手すりを設置済み。車椅子利用者への対応については、今後の課題。 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p>
② 地域の災害・防犯体制の充実			
自治会等の地域組織での災害・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ及び地震防災マップを活用するとともに、自主防災組織の結成及び活動を強化し、行政と地域の連携を図りながら、地域で高齢者・障がい者等を災害から守るための対応を推進します。 防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。 消費者教育、防犯活動を推進します。 子どもを守る地域活動を子供安全センターと連携して推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 台風や豪雨による災害が毎年起きている状況である。災害は起こるものとして考え、いざという時の避難方法や備蓄品などの確認を平時から行うことが重要である。自主防災組織の数は昨年と同じで32であり、組織率は81.5%である。(R2.2.1) 非常時は自主防災組織の活動が非常に必要となるので、各自主防災組織において、防災訓練や防災会議、避難行動要支援者への対応など取り組みを実施している。なお、今年度は12の各自主防災組織や団体の防災訓練等に出向き、近年の災害の状況や避難行動要支援者名簿の作成などについて説明した。 新規の防災士資格取得者5名と既取得者3名の計8名を対象とした普通救命講習を12月29日に実施した。 各団体や自治会で主体的な防災訓練を開催されている。(危機管理室) 合同避難訓練を地域とさつきの園と実施した。(出羽公) 餅つきクリスマス交流会で避難訓練を実施した。(出羽公) 公民館の避難訓練に併せて、児童クラブ指導員、児童と共に消火器をつかって初期消火訓練を実施した。(田所公) 自治会と公民館合同の避難訓練に併せて、避難レベルの研修を実施した。(布施公) 公民館の消防訓練として、避難訓練及び消火訓練を矢上児童クラブと合同で行った。(矢上公) 地域安全推進員、少年補導員と連携し、特殊詐欺被害の未然防止に向けた広報啓発活動(ビラ配布)を実施し特殊詐欺被害防止を呼びかけた。 石見地域安全推進協議会では、防犯標語の募集を行い、邑智病院前の防犯広告塔の改修・防犯標語ののぼり旗を作成するなど、積極的な活動を行っている。(町民課) キャッシュレス使い方講座を実施した。(出羽公) 防災講演会を実施した(出羽公) キャッシュレス決済勉強会の開催(布施公) 矢上ふるさと祭り(公民館祭り)において、川本警察署による詐欺被害防止や防犯に向けた広報を開催した。(矢上公) 子ども安全センターの11支部は、校区内の各種団体代表者や地元の有志の方々で構成し、支部ごとに青色防犯パトロールや通学路の安全点検、安全教室などを開催し、子どもを守る運動を引き続き展開した。 通学路の交通安全上の危険箇所は邑南町交通安全対策協議会通学路安全推進部会で集約し、主に新規に要望のあった危険箇所に関し、関係機関(警察・県・町・学校)による合同点検を行い、必要な対策を検討した。 また、登下校時の児童生徒の集合場所等の点検を防犯・交通安全の観点から警察・県・町・学校・青パト隊の方の参加により行い、安全体制の推進に取り組んだ。 	<p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
町地域防災計画に基づいた福祉関係機関の連携・対応	<ul style="list-style-type: none"> 町地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内外の関係機関出席のもと6月に防災会議を開催し、災害発生に備え情報の受発信や役割、対応方針などについて連携強化を図っている。また、病院、社会福祉協議会及び町内各福祉施設とは、個別に連絡体制の構築及び役割分担などについて協議を実施している。 瑞穂福祉会「さつきの園」と合同避難訓練を実施した。(出羽公) 	<p>B</p>
福祉施設等の災害対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的実施されるように徹底を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 四ツ葉の里防災会議には毎年参加しており、施設持ち回りで開催される避難訓練を見学している。 各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的実施されている。 保育所では特別警報が発令された場合の対処の仕方を、保育所を運営する社会福祉法人の事務局、町総務課危機管理室、福祉課で検討し対応をまとめた。 	<p>A</p>
災害ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> 町内の災害に対して救援活動を実施できるよう、町社会福祉協議会において災害ボランティアの養成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 町災害支援ボランティアセンター(町社協)に8団体、個人5名が登録している。 災害の発生に備えて、引き続きボランティアセンターへの登録について、町社協広報紙等を活用し啓発活動を行っていく。 	<p>B</p>

高齢者福祉計画に係る評価報告書

資料A-2

2-1 介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護保険サービスの基盤整備及び推進

① 制度の安定的運営の取り組み

項目	内容	R1 実施状況等（課題、今後の方向性等）	評価
介護保険資源の適正な利用	・介護保険サービスのケアプランを担う介護支援専門員の質の向上は大切で、研修を充実します。	・今年度、介護支援専門員の質の向上を目的とした研修会を3回開催。10月には「高齢者のフレイル対策について」「摂食嚥下障害について」と題した研修会を開催。12月には「全世代対応型社会保障と地域包括ケアの構築の課題」と題した研修会を開催した。自立に資するケアマネジメントの視点を再認識できた。来年度も研修会を開催し、多くの介護支援専門員の参加ができるようカリキュラムを組んで実施する。	B
	・保険者として給付の動向を見極めながらケアプランの点検や評価等も視野に入れ、資源が適正に利用できるよう努めます。	・保険者である邑智郡総合事務組合介護保険課と連携し、合同で12月にケアプラン点検を実施した。各種サービスを利用する際は、利用の回数が適切かどうか、プランの中身を随時確認している。	B
	・介護サービス提供事業所においても、利用者の個々のプランを充実し介護度の重度化を予防する取り組みを推進します。	・新規利用や計画内容に変更がある際には、サービス担当者会議に出席した。（R1年12月末現在13件）プランの中身について、利用者、提供者双方から意見を聴取し、共通理解することで、重度化予防の観点で確認することができた。	B
事業の円滑な推進	・事業の評価や分析を積極的に行い、今後の方向性を示せる体制づくりを進めます。	・第7期介護保険事業計画についての取り組み評価を行ったり、H30年度から創設された「保険者機能強化推進交付金」に係る評価を行いながら、事業の評価や分析を行い、今後の事業の方向性を協議検討した。	B
	・介護保険制度の理解を深め適切な利用を促進するため、住民が集まるいろいろな機会を捉えて説明を行います。また、年齢層に応じた広報活動を行い制度の周知を図ります。	・介護保険制度の理解を深めるため積極的に出前講座で説明を行った。また、随時広報紙等に掲載した。	B
制度改正に伴う円滑な運営	・住民が住みなれた地域で出来るだけ長く住み続けることが出来るよう、医療・介護・予防・住まいなど生活支援サービスを切れ目なく提供する、地域包括ケアシステムを整備し、住民政策やまちづくりと一体となった総合的な基盤整備を図ります。	・「介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）」の創設を受けて、今年度も専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体が参画した多様なサービスが充実するよう、社会福祉協議会や地域みらい課等、関係機関と連携し協議を行った。また医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最期まで続けることができるよう、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化の4つの事業を中心に、今後も関係機関の協力を得ながら協議検討を行っていききたい。	B
	・認知症になっても安心して地域で暮らせるまちづくりをめざし、認知症の知識の普及、啓発と早期発見、早期対応のシステムを確立していきます。また、権利擁護や高齢者虐待防止を普及啓発していきます。	・キャラバンメイトの協力を得て、認知症サポーター養成講座を1月末現在6回開催した。その内1回は中学生を対象に開催し好評であった。また、各地区3地区でそれぞれ認知症予防講演会を開催し、合計98人の多くの参加があった。参加者の感想として、「認知症に関して、より関心が高まった。」等、改めて認知症について考える機会になった等の感想が多くあり、認知症に対する知識の普及啓発の良い機会になった。高齢者虐待防止については、広報へ掲載したり、介護相談員三者連絡会にて「高齢者虐待の目チェックリスト」等を配布するなどし、啓発を行った。	B
生計困難者に対する対策の適切な運営	・町広報紙、事業者連絡会等において周知し推進します。	・広報や出前講座を活用し、生計困難者に対する各種制度の周知を図った。	B
	・各関係機関と連携をとり、対象者の把握に努めます。また、保険料の軽減事業や個々の相談にも対応します。	・生計困難者への対策として、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業や介護保険負担限度額認定等あり、適切な制度の運用ができるよう広報や出前講座を利用し制度の周知徹底を図った。	B

② 介護保険制度の普及啓発

広報活動による意識啓発	・住民に介護保険制度の理解や協力を得るため、町広報紙やケーブルテレビ、出前講座を活用し、理解の促進を図ります。	・出前講座や町広報を活用し、住民への介護保険制度の理解促進に努めた。	B
-------------	---	------------------------------------	---

③ 介護人材の確保

関係機関との連携	・人材確保は介護に関わる共通した課題であり、各種関係団体との連携が必要です。引き続き関係機関との情報共有の実施を行い、また未就労の専門職に対して、介護職の求人情報等の提供を行うことで、就労につなげるための取り組みを進めます。	・保健課事業である医療福祉従事者確保奨学基金事業の紹介や、近隣で開催されている介護人材入門的研修会について機会を捉えて情報提供を行った。今後、各法人の介護人材確保に向けた自主的な取り組み状況について情報収集しながら、今後町として取り組むこと、それぞれの事業所で取り組めることなどを整理しながら、関係機関と協議を進めていきたい。	B
介護職員の養成	・医療福祉従事者確保奨学基金を設けて介護福祉士等の人材確保に努めており、今後も継続します。	・医療福祉従事者確保奨学基金を設けて介護福祉士等の人材確保に努めている。令和元年度までの利用者は79名で、その内社会福祉士、介護福祉士の資格を取得して町内福祉事業所に就職した方が4名である。12/28に医療福祉奨学生が町内の医療福祉事業所に就職してもらうための意識付けをするため、医療福祉交流会を開催した。当日は奨学生8名の参加があり、皆、町内事業所へ就職したいという意思があった。奨学生から、医療・福祉の職場の様子が聞かれて良かったと感想があった。	B
	・介護に関心を持つ児童生徒や学生に介護職場を体験してもらう機会を設けます。また、介護の仕事の魅力ややりがいを伝える取り組みを進めます。	・今年度も小中学生を対象としたサマーボランティアスクール（社協主催）が開催され、小学生68人、中学生27人、合計95人の多くの子供たちが町内の高齢者施設等で高齢者とふれあったり、実際に介護職の仕事体験したりする機会をもった。今後も社会福祉協議会の活動を通して介護職場の魅力ややりがいを伝える取り組みを進める。 ・矢上高校家庭科福祉選択コースに福祉学習として約50時間 27名受講	A
職場における人材確保	・人材確保を進めるために、それぞれの事業所において、働きやすい環境をつくる仕組みが重要となります。そのため事業所における職場内研修の取り組みを推進し、人材定着が図れるよう支援していきます。	・県事業「地域医療介護総合確保基金を活用した事業」や「福祉人材確保・定着促進事業」の紹介をしながら、来年度はさらに各事業所との情報交換をしっかりと行いながら、人材確保に向けた取り組みが進むよう努めたい。	B

(2) 介護サービスの質の向上

① ケアマネジメントの質の向上

項目	内容	R1 実施状況等（課題、今後の方向性等）	評価
介護支援専門員の質の向上	・介護支援専門員にプランの提示を求め、計画されたプランの助言や評価を行い、よりよいケアプラン作成に向けた研修や指導を行います。	・予防給付では、提出されたプランを定期的に評価し、自立支援に資するケアマネジメントの視点に着目できるよう支援を行った。	B
介護支援専門員への支援	・介護予防・介護給付における包括的なマネジメント実施のため介護支援専門員を支援します。	・介護支援専門員に対する包括的継続的ケアマネジメント支援として、今年度も「ケアマネジメント支援会議」を実施し、事例提供した介護支援専門員の思考過程に着目し、介護支援専門員同士で助言を行った。他に個別に検討する必要がある際は、多職種による「個別ケース会議」を実施した。医療との情報共有が必要な際には「邑智病院個別ケース検討会」で検討した。大学講師を迎え、専門知識の向上のための研修会も実施した。	B
	・業務を円滑に進めるために、介護支援専門員同士のネットワークづくり・定期的な情報交換の開催・研修を行い、介護支援専門員を支援します。	・町内の介護支援専門員同士の情報交換や勉強会の場として、「ケアマネジメント支援会議」を活用している。	B
	・困難事例を抱える介護支援専門員への助言や支援を行います。	・困難事例を抱える介護支援専門員と関係者を交え、問題点や解決のための方法を検討し、各機関で連携をとりつつ支援を行った。	B

② サービスの質の向上

居宅サービス・施設サービスの質の向上	・高齢者等への施設や在宅における虐待防止や、施設における身体拘束の廃止の徹底を推進します。	・指導監査の権限のある県や保険者と連携するとともに、介護相談員9名が施設等の事業所へ訪問活動を行うなかで、身体拘束や虐待がないかの観察を併せて行っている。今後は介護従事者向けへの研修会等を検討していきたい。	B
	・在宅での自立支援の援助となるような質の高いプランやサービスの提供を推進します。	・予防給付で要請のあったものに対し「サービス担当者会議」に出席した。その中で自立支援が行えるよう介護保険外サービスやインフォーマルサービス、地域資源もプランへ反映するように提案した。	B
	・介護相談員を事業所に派遣し、サービスの質の向上を図ります。	・高齢者やその家族から介護サービスについての不満や疑問などを聞き事業所に橋渡しすることにより、利用者の不安の解消を図り、第三者の視点で気づきを事業所に助言する等、サービスの質の向上や苦情にいたる事態を未然に防止できる。事業所の評価は高い。	B
地域密着型サービスの向上	・自己評価や外部評価の結果を踏まえ、条例で定めた人員、設備及び運営に関する基準等に基づき、適正なサービスが提供できるよう指導を行います。	・町及び地域包括支援センター職員の立場で構成員として事業所の主催する運営推進会議に出席している。事業所運営の透明性、サービスの質、地域との連携の確保をしてもらうよう助言している。	B
福祉サービスの決定・評価	・対象者に必要なサービスが提供できるように庁内における調整・決定会議が必要です。定期的な評価・見直しを行います。	・対象者に必要なサービスが提供できるように随時ケース会議や包括内会議において調整や会議を行っている。必要に応じ再アセスメントを行っている。	B

③ サービス評価の推進

介護相談員の活動の促進	・連絡会等を開催し、介護相談員と連携し介護事業所との連絡調整を図ります。また、介護相談員の研修を支援します。 〈介護相談員〉 目標 10人（平成32年度）	・介護相談員より毎月の活動報告書を提出してもらい事務局で確認。場合により、事務局と同行訪問し対応している。また、介護相談員連絡会を年2～3回定期的に開催し介護相談員同士の情報交換を行っている。三者連絡会では相互理解に努めながらより質の高いサービス提供ができるよう意見交換しあった。県主催の現任者研修に相談員・事務局ともに参加した。現在介護相談員9名で活動しており目標の10名には達していないが、派遣を希望されている事業所についてはすべて訪問できている。	B
相談窓口の充実	・苦情・相談等の窓口を充実し、サービスの質の向上につなげていきます。	・地域包括支援センター・各支所福祉係が窓口となり対応しているが、相談内容によっては当該の関係機関の参画を得て連携会議を開催し、サービスの質の向上につなげるよう努めた。	B

(3) 介護給付の適正化

① 適切なサービス提供のための体制づくり

項目	内容	R1 実施状況等（課題、今後の方向性等）	評価
適正給付ができる体制づくり	・保険者として定期的な給付の点検を行います。	・介護保険課と連携し取り組んでいる	B
	・介護認定調査の研修に積極的に参加し、適正な介護認定基準に沿った調査を行います。	・県や介護保険課で行う認定調査員の初任者研修および現任者研修に参加し適切な認定調査が行えるように努めている。また今年度は厚生労働省の要介護認定適正化事業における協議会に参加し、適正化チームの方をまじえて認定調査におけるポイントについて学んだ。	B
適切なサービス提供ができる体制づくりの推進	・サービス未利用者の状況把握を行い、適切なサービスを提供することにより悪化の防止を行います。 ・サービスの必要性が高い高齢者に対してアプローチを行い、必要なサービスを提供し要介護状態にならないよう支援します。	・介護認定更新時に利用中のサービスを確認し、サービス未利用者に対しては状況を把握し、適切なサービス利用ができるよう調整したり、サービス利用の必要性がないあるいは介護保険外サービスを含め他のインフォーマルサービス（配食サービスや介護保険外のヘルパー利用等）で対応可能な場合は更新を取りやめてもらい地域包括支援センターで対応した。 ・地域で気になる方、課題のある方について、民生委員や保健課地区担当保健師、介護支援専門員、社会福祉協議会等から随時情報が地域包括支援センターへ入ってくるため、ケース会議や地域ケア会議等を開催し個別に対応を行っている。 ・今年度は未利用者リストを作成し、更新前に未利用の方の状況把握を行いサービス利用の勧奨や適切なサービスの情報提供を行った。	B

(4) サービス利用者及び家族の支援

① 生きがい活動の支援

項目	内容	R1 実施状況等（課題、今後の方向性等）	評価
生きがい活動の支援	・要介護者及び家族が趣味や楽しみをもって生きがいのある生活を送ることができるよう近所、集落、自治会、NPO法人、ボランティア等で支援するための啓発を行います。また、調整役やリーダーの養成を図ります。	・サロン活動などに対し、職員の派遣、遊具や活動資材の貸し出しなどを行っており、開催に関する主体となる方々への働きかけを多方面からアプローチを行いながら支援を行っている。開催に関しては地域により温度差がある。	C
	・自治会や集落で取り組まれている地域福祉活動の実態を把握しながら、さらに住民と連携して体制づくりを推進します。	・地区社協の計画に従い実施。全てではないが各地区社協が研修会や視察など実施され自己研鑽に努めておられる。助成金を出活動支援を実施。	B

老人クラブ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブは高齢者が知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのための社会活動を行うことにより、老後の生活を豊かなものにするという目的があります。近年、会員の減少により、本来の活動がしにくい状況になっているため、各老人クラブ単位で、参加してみたいかなるような魅力ある活動を工夫したり、活動のPRに努め、会員の増加を図るとともに組織の活性化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町（福祉課・保健課）の介護予防・健康づくり施策に協力すべく、軽スポーツ大会（グラウンドゴルフ・クロリティ・ペタンク）を実施、年間延べ1,200人を超える参加実績となっている。併せて社会貢献活動として「友愛活動」と地域単位で「奉仕活動」等々を実施している。「友愛活動」は、町内の1人暮らし高齢者を対象としての訪問活動で安否確認、情報提供、相談対応、行事等のお誘いと幅広い活動となっている。 会員の加入状況については、60歳代の若い世代の加入が難しく、単位老人クラブとしての大きな課題となっている。邑南町における最大の会員数で組織する住民団体として、社会貢献団体としての啓発をさらに進める必要がある。 	B
生きがいづくり自主グループの支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域には、高齢者の生きがいづくりを目的とした自主グループがあります。各地で様々なグループが立ち上がるよう、相談やアドバイスをを行い、それぞれのニーズにあった活動に参加できるように調整を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 町より委託を受けている「知恵工房」に関して利用者がいないため休止となっている。「ねりん工房」「若返り館」の利用者も固定化しており、新規利用者の減少及び現利用者の高齢化など活動自体が停滞気味である。 	C

②家族・地域介護者支援体制の充実

家族の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で高齢者を介護している家族等の経済的負担の軽減を図るために、介護用品購入費助成、社会福祉法人等軽減事業等により支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人等軽減事業は、利用者等の経済的負担の軽減と対象サービスの利用の促進を図るために適切な制度の運用を行った。介護用品購入費助成（12月末現在） 助成対象者24人 在宅生活を継続していただく上でこの事業は必要な事業であるが、国の方針もあり今の助成の状態では事業を継続することは難しくなっている。助成額の見直し等を引き続き協議検討している。 	B
家族介護者の支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得するための教室を実施します。さらに介護者同士の交流を深め、精神的負担の軽減を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護者のリフレッシュを目的とした家族介護者交流会を毎年1回開催している。3地域の介護者同士が交流を深めることができ精神的負担の軽減が図れた。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要な高齢者を支える家族の精神的、肉体的負担が大きいことから、関係スタッフが随時悩みの相談に応じます。また、家族介護者教室を開催し、リフレッシュ、情報交換、仲間づくりを行い、介護者の精神的な支援を図ります。また、高齢者だけでなく自分の問題として、老後について考える場を提供していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月3地域で、定期的に「家族介護者の会」を開催。介護者同士が集まれる場を提供した。特に悩みが深刻な場合は、保健師等専門職による個別の相談にも応じるようにしている。歯科衛生士や栄養士の講座の開催や、音楽療法で参加者のリフレッシュも図った。情報交換や仲間づくりの場に入れた。 	B

2-2 介護予防の推進と地域包括ケアシステム構築

(1) 介護予防の推進

①介護予防に対する意識の啓発

項目	内容	R1 実施状況等（課題、今後の方向性等）	評価
介護予防推進の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 生活をより活発に行ったり、社会参加することにより要介護状態を防ぐことができます。要介護状態にならないための意識啓発を行います。特に、高齢期を迎える前から、介護予防の意識を持てるよう啓発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座や広報を活用し、住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、介護予防に対する意識を持つことが必要である旨の周知・啓発を行った。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる場を活用して、「邑南町介護予防計画」のめざす「全町をあげて、若い時から健康づくり、介護予防に積極的に取り組む」ことの重要性について啓発していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域支え合いボランティア研修会」の場を利用し、現在地域において実施している介護予防事業（地域運動教室・地域支え合いミニデイサービス・高齢者集いの場事業・いきいきサロン等）についてお知らせし、町をあげての介護予防の普及啓発や推進に向け、これからも地域支え合いボランティアの皆さんのご協力をお願いしたい旨を伝えた。 	B
情報収集の支援	<ul style="list-style-type: none"> 基本チェックリストの郵送、配布の義務付けが平成27年度よりなくなったため、虚弱高齢者の把握や利用勧奨を行う新たな仕組みづくりを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合事業利用開始時等必要に応じ窓口にて基本チェックリストを実施し、利用者の心身の状態についての課題の把握をし、適切な介護予防事業のサービスにつなげた。 虚弱な高齢者の把握のため、民生委員地区会や医療機関との個別ケース検討会、保健師からの連絡などにより情報収集を行った。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診、後期高齢者健診等や保健師による家庭訪問の機会、地域ささえあいミニデイサービスなど高齢者が集う様々な場との連携、主治医、民生委員、本人、家族、近隣からの相談、訪問等により生活の機能が低下している高齢者を早期発見できる体制づくりが必要です。虚弱な高齢者への適切な働きかけをします。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種関係機関からの情報を受けて、身体状況や生活機能が低下している高齢者に対し、必要に応じ適切なサービスの提供を行った。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の他機関から情報が得られる仕組みを構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員の地区会、医療機関、介護事業所等へ各種会議に参加し、できるだけ情報を必要に応じ得られる体制づくりに努めた。 	B
適切な介護予防サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 窓口にて基本チェックリスト等を活用し、各個人の課題の明確化を図り、運動器機能低下、低栄養、口腔機能低下、うつ、認知機能低下等それぞれの課題に適したサービスへの振り分け（紹介）を行ないます。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合事業利用開始時等必要に応じ、基本チェックリストを実施し、利用者の心身の状態についての課題の把握をし、本人の望む生活を踏まえたうえで、サービスの情報提供や紹介を行った。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 提供したサービスに対して、定期的な評価を行い再アセスメントをしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 交流型デイサービスは委託先担当職員と支所の職員を含め定期的に会議を開催し、休止中の方や介護認定等が望ましい人については必要に応じ訪問等し再アセスメントを行っている。配食サービス、生活管理指導員派遣事業については、状況により再アセスメントを行い本人の状態に応じたサービスの紹介を行っている。 	B

②身近な場で気軽に集まれる場づくり

介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で出かけやすい場所づくり、生きがいつくりによる予防活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ささえあいミニデイサービス事業を行っている。新規に1グループが参入され、登録団体は21団体。グループ活動の継続支援として今年度は交流会を2回計画し、活動の参考になる情報提供を行った。 ・住み慣れた地域でいつまでも生活出来る地域づくりや、住民同士の支えあいを推進するため、高齢者つどいの場づくり事業を実施し、2地区で活動中。他地区でも実施に前向きな地区があり、立ち上げに向けた調整を行っている。 	C
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での自主的な介護予防の取り組みへの支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課・保健課・社協が合同開催している「地域支え合いボランティア研修会」の場で、生涯学習課のレクリエーションインストラクターによる通いの場等でできる運動紹介やレクリエーション指導をおこなってもらったり、互いに連携して地域の介護予防に資する情報提供を行った。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・各部署（福祉課、保健課、生涯学習課、社会福祉協議会等）が実施しているサービスについて調整を行ったうえで、互いに連携し効果的なサービスを提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、第2層協議体が6か所立ち上がり、現在それぞれの協議体のエリア毎で気軽に集まれる場づくりの立ち上げを検討したり、住民とおしの支えあいのしくみについて協議がされている。今後、まだ第2層協議体が立ち上がっていない地域へ生活支援コーディネーターと連携しての働きかけを行ったり、立ち上がり後の運営支援についても引き続き行っていく方向。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域のサービスについて、自治会単位等の話し合いにより、その地域にあった形のサービス提供ができるよう支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が各種登録ボランティアグループへ毎年独自の助成金交付事業で財政的支援を実施している。（共同募金配分金）実施地区35地区 ・社協事業を積極的に支援していただくグループもありよき理解者として期待している。 	A
生きがいつくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自主活動やボランティア活動に対して、活動が継続できるように支援体制を整えます。また、それにあわせてリーダーの養成を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン活動と並行しながら実施。未実施地区へ開催の働きかけを実施。助成の要綱を変更し柔軟に対応。（以前は昼食を必須とする要綱であったが、半日での活動についても助成対象とし開催回数が増えた地域もあり） 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な場で気軽に集まれる場づくりへのサポート体制の確立と、新規グループの立ち上げへの支援を行います。 <p><地域ささえあいミニデイサービス> 現状 26グループ（平成27年11月末現在） 目標 31グループ（平成32年度）</p>		
いきいきサロン・生きがいと健康づくり事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ブロック、公民館単位で取り組まれている各事業に対し、虚弱な人を含めて参加しやすい体制づくりを行ないます。介護予防が必要でも、参加に結びつかない人がいることから、参加勧奨を積極的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロンについては、対象地域内全体への呼びかけを必須としており虚弱な方を含めた参加となっている。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性を生かし、誰もが参加しやすい内容や開催回数の調整を行い、本来の目的である介護予防の役割が担えるよう支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・11地区社協を通じて、39自治会を開催エリアとして、介護予防・健康づくり等々を目的として「いきいきサロン」の実施を要請している。実施団体は地域ごとにそれぞれで、自治会、ボランティア団体、実行委員会等、住民団体・組織となっている。 ・町の「集う場の支援」事業を受ける地域もありより一層の温度差が出てきていると感じる。 	B

③介護予防リーダーの養成

介護予防を支援するリーダー（担い手）の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から介護予防サポーター養成講座を地域における介護予防の推進役としてスタートしています。今後は、保健課、町社会福祉協議会が養成するサポーターとの役割分担の明確化、または統合等を視野に入れながら養成を継続していきます。 <p><介護予防サポーター> 現状 82人（平成27年10月末現在） <健康サポートリーダー> 現状 257人（平成27年11月末現在） <<介護予防リーダー>> 目標 350人（平成32年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健課・社会福祉協議会・福祉課がこれまでそれぞれが養成してきたボランティアを一本化し、「地域支え合いボランティア」として研修会も合同で開催をしている。今年度は「地域支え合いボランティア養成講座」を開催し、新たに18名のボランティアが誕生した。令和元年12月末現在で、合計251人の方が「地域支え合いボランティア」として登録されている。今後も3年毎に養成研修会を開催していくこととしている。 	B
-----------------------	--	---	---

④介護予防に資する住民組織等への支援

介護予防に資する住民組織等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や地区社協等との連携を強化し、日常生活圏内で週に1回以上は集えるような場づくりを推進してきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館や自治会など身近な地域の拠点で、元気な高齢者と要介護状態となる恐れのある高齢者を分け隔てなく集まり、体操等の介護予防に取り組む高齢者集いの場づくり事業を実施し、2地区で活動中。介護予防の他、地域の住民同士の支えあいにもなっており、地域づくりの活動へと広がりがつつある。 	C
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における介護予防のための資源開発や、関係者のネットワークの構築等を行うコーディネーターを配置していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを各地区に配置し、地域づくりの役割を担っていただいているが、今年度は各公民館を生活支援コーディネーターが回り、それぞれの地域の住民主体の介護予防の取り組み状況等の把握を行った。今後も各地区での取り組み状況を第2層協議体の住民の皆さんと情報共有したり、関係機関と連携しながら不足する資源開発に向けた話し合いを進めていきたい。 	B

⑤介護予防ケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月から総合事業に移行するにあたって、要支援者等に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。 	<p>介護予防ケアマネジメントは本人に対するアセスメントを行い、状況や置かれている環境等に応じ、自立した生活が送れるようケアプランを作成した。サービスの内容は事業所が提供するものや、住民主体による支援、保健・医療の専門職による提供など多岐に渡る。地域の実情に応じて必要な支援が提供できるよう各機関に働きかけを行う予定である。</p>	C
-----------------	--	--	---

(2) 地域の高齢者への総合的な支援

①高齢者の自立生活支援

項目	内容	R1 実施状況等（課題、今後の方向性等）	評価
緊急通報システム 見守りテレビの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な高齢者宅への緊急通報装置の設置を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な高齢者について設置を行った。使い易い仕組みとするためH28年度以降対象基準を緩和するとともに、必要に応じ協議会を開催している。12月末現在 設置台数 67台。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビによる見守りテレビの普及・促進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器更新に多額の費用がかかることと利用者の拡大が見込めないため平成30年度にサービスを終了。代替サービスとして緊急通報システムとインターネットを利用した見守りカメラを紹介する。 	E

食の自立支援 (配食サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ・バランスのとれた食事の提供とともに安否確認を継続し、食の自立へ向けた必要なサービス提供ができるよう体制を整えます。 ・民間サービス等を活用し、365日配食や病態別食事の提供などニーズに応じたサービスの導入を図ります。 ・町内の関連業者との連携により食材の確保や配達について検討します 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録者 32名 配食数：10,232食 (12月末現在) 一人あたりが依頼する希望回数が増えており、配食数の増加傾向がみられる。適切なサービスを提供する上で現在行っている配食サービスの足りない部分のニーズを把握するために、配食利用者を対象に希望調査を実施した。調査の結果は各事業者に報告し話し合いの場を設けた。配食サービスを現在利用していない65歳以上の方を対象とした希望調査も実施する予定にしている。365日配食や病態食の提供などが可能な事業者の掘り起こしに向けての調査も実施する予定である。 	B
生活管理指導員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・病院からの退院直後等介護認定を受けるほどでもない方が、少し日常生活上の指導及び支援があれば在宅生活が継続できる場合は、一定期間、生活管理指導員を派遣し支援していきます。地域住民による支え合いや多様なサービス等が充実していけば、順次移行していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者1名だったが、要介護認定を受けたため12月末の利用者は0人となっている。 	B
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・センターと各支所には総合相談窓口があります。介護や認知・うつ・閉じこもり等様々な相談に対して情報提供や専門医療機関の紹介・権利擁護等のサービスが円滑に行われるよう調整を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター及び各支所にて多様な相談に対応し、問題に応じて適切サービスや各種機関等を紹介、調整を行っています。受付窓口と相談者の地域が異なる場合は、各支所とも連携し支援を行っています。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみの世帯や認知症高齢者等に対する対応等それぞれ実情を把握し、個別にセンタースタッフでケース検討を行います。ケースにより、専門医やセンターの保健師等が専門チームとともに支援していく体制を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症が疑われる方への支援は、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」が中心となって訪問等を行い、早期に医療につなげるよう調整したり、必要なサービスに結び付くよう努めた。独居高齢者等、安心して暮らしていく上で何らかの困りことを抱えている方についても、家庭訪問等を行い、必要に応じて関係者と連携を取りながら支援した。 	B

②支援のネットワークづくり

見守り、ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や地域の情報をもとに、支援の必要な1人暮らしの高齢者のみの世帯等の状況を把握します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会の支部会や地区会に参加し、地域の高齢者や要援護者の状況把握や情報交換を行って、個別支援が必要な方は関係機関と連携を取って対応している。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・町社会福祉協議会や地区社協等の協力を得て、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域住民や民間事業者、専門機関等、地域の様々な関係機関がそれぞれの役割の中で、相互に連携をしながら、見守り活動を行う「高齢者の見守りネットワーク」を構築し、地域全体で支え合う体制をめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協、自治会に対して要援護者に対する支援ネットワーク構築及び支援活動を依頼している。(1人暮らし高齢者・高齢者世帯が中心) 	B
地域づくりの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティごとに健康づくり・生きがいつくりの自主的な活動を実施していくための地域の体制づくり、生涯学習活動、地域づくり活動、保健福祉活動等関係機関との連携をとり推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は生活支援コーディネーターが各公民館を回り、地域住民主体の介護予防の取り組み状況等の把握を行った。今後はそれぞれ各地区での健康づくり、生きがいつくりの自主的な活動がよりたくさんできるよう地域住民の皆さんや関係機関と連携しながら働きかけをしていきたい。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態になる前から、将来家族が介護状態になったときにどう支えていくのか話し合っておくことが必要です。高齢者だけでなく、高齢期を迎える前からそれぞれが自分の問題として、老後について考える場を提供していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2層の協議体が立ち上がった地域などは、その協議体の場を利用して自分たちが高齢期を迎えた時、また家族が介護が必要になった時、どこでどう過ごしたいのか、どんな支援があると安心かなど話し合いをすることも重要であることを、生活支援コーディネーターと連携しながら働きかけを行っていく方向。 	B
活動の担い手づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動の担い手となるリーダーを積極的に発掘・育成するとともに、リーダーの積極性・向上心が持続するような支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の養成したボランティアを一本化し、研修会も合同開催している。今後も毎年ボランティア研修会を開催しながら、ボランティアの皆さんの向上心が持続するよう支援していく方向。 	B

③高齢者の権利擁護

高齢者虐待の防止、適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の虐待防止に対する理解を深め、発生を未然に防止していくよう啓発していきます。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、町等に通報する義務があることや高齢者虐待対応窓口としてセンターがあることを周知徹底します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種出前講座において、地域包括支援センターの周知に併せ虐待相談窓口を周知している。その他民生委員の全体会や介護相談員連絡会、町の広報等においても周知している。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待は、問題が深刻化する前に発見し、早期に対応することが重要なため、民生委員や関係者等を含め地域住民も虐待が発生する要因や特に注意を要する認知症について正しく理解してもらうよう啓発していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症と虐待には密接な関係があり、認知症高齢者への虐待を予防するために介護者に対する適切な支援、認知症に対する正しい知識の普及啓発のため各地域にて認知症予防講演会を開催した。今後は施設従事者向けへの講演会等を検討していきたい。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の疑いの通報があった場合、センターが訪問し、関係機関(町関係課・医療機関、担当民生委員・介護支援専門員・介護保険サービス事業所等)からはできるだけ多面的な情報を収集します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の疑いの通報があった場合は、各種関係機関と連携し情報を収集している。また代表者等が集まる高齢者虐待対策防止推進協議会において、情報提供や協力依頼を行っている。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待と認められる場合は、本人の生命・身体への危険性の有無、緊急性の有無を判断し、支援の方向性を決めるコア会議を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待と認められた場合は、身体への危険性の有無、緊急性の有無を判断し、支援の方向性を決める会議を開催した。 	B
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・成年後見制度の活用、社会福祉制度等専門的な立場から支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護センター(社協委託)のみでなく、地域包括支援センターにおいても成年後見制度の相談及び申立手続きの支援を行った。親族がいない場合や拒否している等必要に応じて町長申立を行っている。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の権利擁護のため成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護センター(社協委託)において出前講座の項目として設けている。今後も権利擁護センターと連携し利用促進を図りたい。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度については、住民参加による地域福祉の推進の観点から市民後見人(町民)の養成を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護センター(社協委託)において後見支援員(日常生活自立支援事業の支援員合同)フォローアップ研修を開催している。 	B

消費者行政	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が消費者トラブルの被害者とならないよう、各窓口と町民課、消費者センターが連携を強化し、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題協議会で、「おおなん消費者だより」を作成し、全戸配布した。 ・くらしの豆知識を作成し、窓口に備え付けた。 ・消費者センターと連携し、相談事案について随時対応した。 ・今年度は昨年度に比べ町に寄せられる相談が減っており啓発による効果が出ているのではないかと感じている ・今後は「地域見守りネットワーク」の構築にむけて準備をする必要がある。 ・今後も啓発に力を入れていく。 	A
-------	--	---	---

④交通支援

交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・交通体系の整備は、生活全般を支援するものであり、町営バスの入らない地域に住む人を対象とした通院タクシー助成制度の継続、また公的サービスで補えない部分については、NPO・ボランティア団体、自治会の参画を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人はすみ振興会による羽須美地域内移動可能な「はすみデマンド」が平成31年4月より運行を開始した。現在は、移動範囲に制限があるが、令和2年4月から羽須美地域内を自宅前から目的地まで移動可能になる予定。 ・瑞穂、石見地域においても、地域内を移動可能なデマンド交通の検討することとしている。 	B
外出への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者にとって、住み慣れた地域社会での通院の支援として、サービスを継続していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり、あるいは座位保持が介助なしでは行えず普通自動車での移動が困難な人への移送サービスとして高齢者等外出支援事業を行っている。（社協委託）利用登録者8名 延べ回数72回（12月末現在）利用料の見直しをおこない、今まで1回500円を今年度7月から1時間（片道）650円とした。 ・バス路線から離れた地域の通院の際のタクシー利用料助成制度継続。利用登録者5名（3世帯）。対象集落の一部にデマンド交通がH31年度から開始したため、対象集落等の見直しを検討している。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者の通院等のニーズを探り、新たな支援策を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等外出支援事業が利用できない要介護者の通院支援として介護タクシー料金助成事業と、運転免許証自主返納者通院タクシー料金等助成事業を今年度から開始した。新規事業のため広報にそれぞれ2回掲載し、CATVの文字放送にも掲載、各地区民生委員会等でも説明するなど周知をおこなった。利用登録者は、介護タクシー料金助成は1名、運転免許証自主返納者通院タクシー料金等助成は4名の申請があった。（12月末現在） 	A

⑤住まいの環境整備

高齢者の居住安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に見守りが必要な人に対して、病院からの退院直後・冠婚葬祭等短期間に利用できるサービスとして、生活管理短期指導があります。在宅生活が継続できるよう支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実績 1件 8日間（12月末現在） ・個人負担金を介護保険の施設サービス利用時の施設における基準費用額を基に算出した額に見直しを行った。今まで利用1日あたり1730円を2530円に見直した。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上1人暮らしや2人世帯の人で、在宅生活に不安がある人に対し、居住（高齢者生活福祉センター）の利用決定を行います。入所後も生活が支障なく行えるよう、引き続き支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独居、高齢者世帯で在宅生活に不安のある方に居住を提供。入所後も家族や介護支援専門員と連携し、介護保険サービスや在宅福祉サービス利用の支援を行い、安全安心な環境づくりを行った。入所申請の審査会では認知症や持病に対してのリスクを精査し、対応についても施設管理者との情報交換を密に行い、入所後の状況を家族に報告しながら事故のないように対応している。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的に困窮し、居宅で養護を受けることが困難な人への施設として養護老人ホームの役割は重要です。入所者の生活を支えるため、外部のサービス利用により生活支援を補います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月末の措置人数54名（町内施設39名、町外施設15名）。 ・町内施設のうち介護サービス利用者23名（11月利用実績）。 ・養護老人ホームに措置を行い、必要に応じ介護サービス等を提供し生活支援を行い、必要に応じて介護保険施設等へ移行を行った。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴い、住みにくくなってきた公営住宅を、高齢者が住みやすいよう環境を整備することが大切です（風呂場・段差解消・手すり等）。住宅マスタープラン（地域の特性に応じた住宅の供給を促進し住宅の整備に係る計画）・ストック改善事業（地域の特性に応じた再生・活用）により、既存の住宅を計画的に改修実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、浴室には手すりを設置している。今後も整備計画に沿って改修を行っていく。 	A
様々な居住安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ・心身機能の低下や経済的な事情から、施設の入所を希望される場合、必要に応じて住み慣れた自宅から高齢者の状況に適した住まいへの住み替えを促していきます。この場合、できるだけ町内の施設で充足できるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活が困難になってきた場合、相談者の希望を尊重し各施設の趣旨を説明したうえで、町内にある高齢者生活福祉センター、軽費有料老人ホーム、養護老人ホーム等の紹介を行っている。急を要する場合は近隣の関係施設についても紹介している。 	B
公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・各公共施設が高齢者・障がい者にとって使いやすい施設となるよう努めます。（トイレ・段差・スロープ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度については、公共施設の新築・改築が無く、バリアフリー化への動きはなかった。今後、新築や改築などがある場合は、ユニバーサルデザインに配慮した取り組みを行う。 	E

⑥地域ケア会議の活用

地域ケア会議の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・より良い地域包括ケアシステムの実現をめざし、介護・医療・保健・福祉等の多職種連携により、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援型ケアマネジメントの実践力を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ケアマネジメント支援会議」の中で、多職種連携することで高齢者の個別課題の解決が図れるものについては、事例提供者が自らの気づきができるよう支援している。邑智病院にかかっている方で気になる事例は「邑智病院個別ケース検討会」を実施し、医療など多職種からのアドバイスをもらっている。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースの課題分析から、地域に共通した課題を抽出し、その解決に向けた資源把握や地域づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースの課題を解決するための地域ケア会議として定例で行っている「邑智病院個別ケース検討会」「ケアマネジメント支援会議」がある。それぞれの個別事例の中から上がってきた課題について、地域に共通した課題を抽出し、その解決に向けた資源把握や地域づくりを今後生活支援コーディネーター等と協力し推進していくこととしている。 	B

⑦新しい総合事業の実施

新しい総合事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業は、町の主体性を重視し地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援・二次予防対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を創意工夫により、総合的に提供できることとなりました。これにより、多様なサービスの整備など事業実施に向けた準備を行い、介護予防訪問介護と介護予防通所介護はこれまでの予防給付から総合事業へ平成29年度から移行します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて、多様な社会資源を活用することで、介護予防や生活支援などのサービスへ繋ぐための検討を行った。今後地域におけるインフォーマルサービスを開拓することで互助の取り組みをすすめる、生活支援の体制を整備をしていく予定である。 	B
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人に多様な主体による多様なサービスから必要なサービスを提供できるよう、多様な取り組みの調整機能を担う生活支援コーディネーターを配置します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一層の生活支援コーディネーターについては、邑南町社会福祉協議会に委託し、第二層の生活支援コーディネーターは各地区1名づつ一般住民の方から公募で配置した。今年度は生活支援コーディネーターが主体となって、各地域ごとに地域の集いの場や支え合いのしくみなどの取り組みの聞き取りに回り、地域資源の把握を行った。今後は、生活支援コーディネーターと連携し、第2層協議体へ参加しながら必要なサービス等について意見交換を行っていく予定。 	B
生活支援サービスの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国が策定するガイドライン等を参考に、平成29年4月に通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業を新しい介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業へ移行します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町では、多様な主体による地域の実情に応じた生活支援サービスを試みたが、手上げする事業所がなかったり、想定する利用者がおらず実施に至ってない。 ・今後地域の実情に応じて、必要なサービスを洗い出し、実施に向け検討する。 	C
	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健課・町社会福祉協議会・福祉課がこれまでそれぞれが養成してきたボランティアを一本化し、「地域支え合いボランティア」として研修会も合同で開催している。今年度、「地域支え合いボランティア養成講座」を開催し、新たに18名のボランティアが誕生した。令和元年12月末現在で、合計251人の方が「地域支え合いボランティア」として登録している。今後も3年毎に養成研修会を開催していくこととしている。 	B

(3) 認知症施策の推進

①認知症に対する正しい理解の普及

項目	内容	R1 実施状況等（課題、今後の方向性等）	評価
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症は、誰にも起こりうる脳に起因する病気で、高齢になるほど発症率が高くなります。今後、高齢者の増加に伴い認知症の増加が見込まれます。今後も認知症の早期発見・早期対応の重要性等、認知症についての正しい知識の普及と、「認知症になっても住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるためには周囲の理解が必要不可欠であること」など引き続き意識啓発していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期発見・早期対応の重要性等、認知症についての正しい知識の普及と、「認知症になっても住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるためには周囲の理解が必要不可欠であること」などの意識啓発を目的として、認知症予防講演会を各地区で開催し、98人の方の参加があり、関心の高さが伺えた。 	B
認知症サポーター等の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である認知症サポーターの養成を積極的に行っていきます。また、認知症サポーター養成講座に参加する人は高齢者の受講者が多い状況がありますが、今後は学童期等の若年層についてもサポーター養成の取り組みが進むよう関係機関に働きかけを行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャラバンメイトの協力を得て、認知症サポーター養成講座を1月末現在6回開催した。その内1回は、中学生を対象に開催し、好評であった。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や職場・学校などで認知症サポーターを養成し、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、関係機関・組織・団体等への働きかけ、協力・連携体制づくり、ネットワーク化を推進します。また、認知症に関する地域のリーダー役を担う立場のキャラバンメイトの養成についても、県と連携して推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が開催するキャラバンメイト養成講座に今年度は地域包括支援センターの職員2人が参加した。R元年12月末現在で79人キャラバンメイトが養成されており、今後もよりキャラバンメイトが地域で認知症サポート養成講座が開催できるよう啓発を行っていきたい。 	B

②家族支援の推進

認知症ケアパスの作成・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、医療や介護サービスへのアクセス方法やどのような支援を受けることができるのかを早めに理解することが、その後の生活に対する安心感につながります。このため、認知症ケアパスの作成と活用、及び周知を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課において「認知症ケアパス」を作成し、現在認知症カフェや、本庁や支所の相談窓口での相談等に活用している。今後もケアパスを有効活用しながら、早期に適切な医療や支援に結びつくよう周知していくこととしている。 	B
---------------	--	--	---

認知症カフェの開設	・地域において認知症の人の家族を支援し、負担の軽減を図る取り組みとして、認知症の本人、その家族、専門職、地域住民など誰でも参加ができ、和やかに集うカフェ（認知症カフェ）の開催を推進していきます。	・現在、羽須美地域においておおなん福祉会（あさぎり）に委託し、認知症カフェ「おおなんオレンジカフェ」を口羽公民館と阿須那公民館とで隔月に毎月1回開催し、より参加しやすいカフェとして工夫しながら開催されている。瑞穂地域においては、徳祐会の三笠土曜サロンに委託し、月1回開催し、認知症予防について学んだり、気軽に相談でき場として運営していただいている。今年度は石見地域でも開催できるよう、現在、当該機関にカフェ事業委託に向けて検討中である。	B
介護マークの普及	・認知症の人などの介護は、他の人から見ると介護していることがわかりにくいので、公共のトイレの利用や下着などの買い物をする際に、誤解や偏見を持たれることがあります。そのため、介護中であることをわかってもらうため、必要な方に対して「介護マーク」を配布するとともに、このマークが効果的に機能するために、マークについての認知度を上げていくよう引き続き普及を図っていきます。	・介護マークが効果的に機能するために、2月号の広報に掲載する予定。認知症の人などの介護中であることをわかってもらうため、必要な方に対して「介護マーク」を配布するとともに、このマークが効果的に機能するために、マークについての認知度を上げていくよう引き続き普及を図っていきます。	B

③支援体制の充実

相談体制の充実	・センターは高齢者に関する相談窓口であり、今後の認知症施策の中でも重点的な役割を引き続き果たしていくよう努めます。	・地域包括支援センターには保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等の専門職を配置し、認知症初期集中支援チームも立ち上げ、認知症に対する心配事や困り事などの相談に応じる機関（相談窓口）であることを広報に掲載し周知を図った。	B
	・県央保健所において「心の相談窓口」として医療面から認知症についての相談対応が行われているなど、認知症についての身近な相談窓口が関係機関に開設されていることを周知し、適切な支援につなげていくよう努めます。	・県央保健所主催の「心の相談窓口」については保健課の方で利用の周知啓発を行っている。相談者の中で在宅生活を支援するための介護保険等のサービスが必要な方については、地域包括支援センターも同行訪問等を行いながら支援に努めている。	B
認知症初期集中支援チームの設置	・医療、福祉等の複数の専門職による認知症初期集中支援チームを構成し、認知症地域支援推進員と連携し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族の支援をしていきます。	・保健師・看護師・社会福祉士・介護福祉士と、北広島町千代田病院医師を構成員とした認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症が疑われるが何らかの支援や必要な医療につながらない人に対し、チーム員で関係機関と連携を取りながら本人やその家族への支援を行っている。	B
認知症地域支援推進員の配置	・医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関の連携を支援し、認知症の人やその家族からの相談対応を行います。また、認知症施策や事業の企画調整を担う者を配置し、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域の支援体制を構築していきます。	・認知症地域支援推進員は現在4名が養成研修を受講した。また認知症初期集中支援チーム員はチーム員研修を今年度も1名受講し、合計6名が受講を修了している。今後も認知症初期集中支援チーム員活動や認知症カフェ事業、認知症サポーター養成講座の開催等を積極的に行っており、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関とも連携し、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域の支援体制を強化していきたい。	B

(4) 在宅医療・介護連携の推進

①在宅医療・介護連携推進事業の推進

項目	内容	R1 実施状況等（課題、今後の方向性等）	評価
(ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握	・町内の医療機関及び介護サービス資源等の一覧を掲載したリーフレットを作成し、活用します。	・邑智郡地域連携推進協議会の事業の一つとして作成される「地域連携ハンドブック」を、協議会の事務局である公立邑智病院地域連携室が中心となって毎年更新作業が行われ、関係機関に配布されている。そのハンドブックには、邑智郡内の医療機関・薬局・介護保険事業所・障がい者支援施設・救護施設・地域包括支援センター・行政等の多機関の情報が詳細に記載されており、日ごろの関係機関との連携や窓口対応等に有効活用している。	B
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対策の協議	・県央保健所や邑智病院等と連携し、医療福祉連絡会議を邑智郡広域で開催したり、町内の医療機関や介護サービス事業所と定期的に在宅医療や在宅介護における課題の抽出や、今後の方向性について協議していきます。	・地域部会や邑智病院ケース検討会等の地域ケア会議を、保健所や邑智病院等の協力を得ながら定期的開催し、医療介護に関する地域課題や個別課題の抽出を行ない、それぞれの課題解決に向けた協議を行った。	B
(ウ) 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等	・センターを中心として、邑智病院の地域連携室や各医療機関等と連携を密にして、在宅を支える医療・介護について気軽に相談できる体制を整え、安心して在宅生活が継続できるよう支援していきます。	・邑智病院（地域連携室）や各医療機関等から、在宅生活を送る上で何らかの支援が必要な事例の情報が入った場合、対象者の家族等に対し地域包括支援センターへ気軽に相談してもらいこの紹介や、その後の必要な支援について病院と連携を密にして対応するよう努めた。	B
(エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援	・町内・近隣の医療機関や介護保険サービス事業所、介護保険施設等がそれぞれの利用者の情報が共有できるようなシステムづくりを検討していきます。	・現在地域ケア会議等を通じて、何らかの支援を必要としている方に対し、関係者間で情報共有しながら的確な支援ができるよう努めた。また県央保健所管内の関係者で作成した「大田圏域における入退院連携ガイド」を活用し、病院から在宅へ切れ目のない支援が提供できるよう関係者で情報共有を図っていくよう努めている。	B
(オ) 在宅医療・介護連携関係者の研修	・町内の在宅医療や在宅介護を支える関係機関の従事者を対象とした専門研修を開催し、より連携を強化していきます。	・町内の在宅医療や在宅介護を支える関係機関の従事者を対象として、高齢者のフレイル予防研修会を3月に開催予定としている。	B
(カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築	・郡内及び近隣の市町の医療機関や訪問看護事業所、訪問介護事業所等と連携しながら、医療・介護の24時間・365日の提供体制の整備を模索します。	・地域部会の医療介護の関係者部会の中で、地域住民が自分の最期をどこでどう迎えたいのか把握していく必要があること、またそれぞれの臨む最期をできるだけ叶えるためには邑南町でどんな支援が不足しているのかなど話し合いを行っており、今後必要な施策をどう構築していくべきかも合わせて整理しながら協議を進めている。	B
(キ) 地域住民への普及啓発	・各公民館単位等で、安心して住み続けられる地域づくりについて話し合いを行うなど、地域住民への普及啓発を積極的に行っていきます。	・今年度、各公民館単位で第2層協議体の立ち上げに向けて住民の方に対し、「協議体」の目的は高齢になっても安心して住み続けられる地域にしていくための住民とおし話し合いの場であることの周知を行なった。	B
(ク) 二次医療圏域内・関係市町の連携	・県央保健所を中心に開催される、大田圏域の医療保健福祉の関係機関の連絡会等に参加し、二次医療圏域内・関係市町の連携を強化していきます。	・県央保健所を中心に開催される、大田圏域の医療保健福祉の関係機関の連絡会等に積極的に参加し、関係市町の連携強化に努めている。	B

障がい者計画に係る評価報告書

3-1 誰もが暮らしやすく、一人ひとりが輝けるまちづくり【障がい者計画】

資料A-3

(1) 啓発・広報、差別の解消と権利擁護

①啓発・広報活動の推進

項目	内容	R1 実施状況等（課題、今後の方向性等）	評価
障がい者施策のPR	・町広報紙に「障がい者福祉のコーナー」の枠を設けるなど工夫し継続して情報提供を行ないます。	・「広報おおなん」へ毎月障がい福祉情報コーナーを掲載し、障がい者にとって有意義な情報を提供することができた。 ・町身体障害者福祉協会の支部総会や研修会へ参加し、障がい者施策等の説明をしている。	A
	・町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」でも啓発記事等を掲載します。	・町社協広報「おおなん社協」ホームページで障害者福祉施策等々について啓発記事等を掲載。	A
疾病や障がいへの理解促進	・ニーズに応じた講演会テーマの設定や障がい者の発言の場の設定、「あいサポート運動」の推進などにより、疾病や障がいは誰でも起こりうる自分のこととして考えられるよう、また、障がい者の人権擁護も理解が深まるよう、住民に対する意識啓発を進めます。	・町職員が「あいサポート運動」のコーディネーター養成講座を受講した。今後もコーディネーターを中心として町職員へのあいサポート研修を実施していく。 ・障がいを知ることから始めようと「あいサポート運動」の研修会を継続的に町社協指導のもと実施されている。（社協） ・今後も引き続き「あいサポート運動」を啓発活動として実施し、あいサポーターを増やしていく取組が必要である。（社協）	B
	・町広報紙への掲載や情報紙を通じた相談窓口のPRを継続します。	・「広報おおなん」を活用し、各種減免制度や手続きについて情報提供を行った。	A
	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ地誘致を踏まえ、障がい者支援への意識啓発を進めていきます。	・障がい者支援への意識啓発の一環として、町が進める福祉施策というテーマの出前講座において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ地誘致についても説明を行った。	B
障害者差別解消法の周知啓発	・障がいを理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の趣旨や法に基づく本町の取り組み、事業者に求められる対応等を周知啓発します。	・東京都発のヘルプマークが島根県でも取組が始まっており、邑南町でも福祉課で受付している。令和元年度の実績は9件で、平成29年からの累計は27件である。	A

②福祉教育と地域における交流の推進

福祉教育、人権教育の推進	・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。	各種体験活動のメニューを示す中、各学校における学習プログラムに併せ対応、車いす操作体験、高齢者疑似体験、点字、手話、盲導犬等（日貫小学校、高原小学校、瑞穂小学校、石見東小学校、羽須美中学校、矢上高校）	B
障がい者との交流の場づくり	・各種団体、施設と連携し、障がいのある人・ない人が共通の意識をもって交流できる機会を継続して提供します。また、地域行事に障がい者が参加できる環境づくりを行います。	・「手をつなぐ育成会」総会6/9 23名出席 イベントへのバザー参加（神楽大会・福祉大会） 10名参加	B
	・町社会福祉協議会が事務局をもつ「邑智郡ふれあいの会」が主体となり、交流・余暇活動を実施します。	・「邑智郡ふれあいの会」総会5/18 24名参加、夏の遠足7/6（焼肉ハイキングと買い物） 30名参加 12/7クリスマス会 40名参加	B
	・行事やイベントの開催にあたっては、関係する団体による共同での開催を検討します。	・井原彼岸市へバザーの出店に協力していただいている。（井原公） ・さつきの園と保育園合同運動会に地域の方と一緒に参加した。（出羽公） ・公民館まつりのバザー会場に、はあもにいはうずのブースを設置した。（田所公） ・矢上ふるさと祭り（公民館まつり）において障がい者支援施設が行うバザーに参加（出店）してもらうことで、地区住民と交流を深めた。（矢上公） ・矢上小学生（児童クラブ生徒）を対象に石見養護学校で体験活動を行い交流を深めた。（矢上公）	A

③ボランティア活動の推進

既存ボランティア活動への支援	・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換、連絡調整の推進を図ります。	・既存ボランティア団体に対して障がい者施設等からの支援要請等にボランティアセンターの機能として紹介等の中継ぎを実施している。	B
ボランティア育成	・後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。	・近年当事者として各種活動に対する動機付けとなるケースがあり、現有組織への加入はせず自身だけで何らかの行動を起こしたいケースなどある。組織として確立されていないグループへの支援など検討していく必要があると考える。	B
	・ボランティアの人員確保を図るため、幅広い年齢層が参加できる障害者支援ボランティア養成講座の開催を計画します。	現在は、手話奉仕員養成講座を2年計画で実施している。令和元年度は入門編を実施した。受講者29名、修了予定者は25名である。令和2年度は基礎編を実施する。	A

④権利擁護の推進

権利擁護事業の制度周知	・町広報紙に掲載するなど、継続した広報を行い制度の周知を行います。 ・「後見支援員養成講座」を継続的に開催し、住民に向けて幅広く周知・啓発を図ります。	・町社協広報・ホームページに掲載している。 ・フォローアップ講座、スキルアップ講座、町民後見人養成講座をローテーションで開催することとしており、今年度は3月に町民後見人登録者30名を対象にフォローアップ講座を開催する。	A
成年後見制度の申請手続費用負担	・生活保護受給者における町長申立の費用の公費負担を継続します。また、後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を図ります。	・電話や来所にて成年後見制度についての説明や利用に関する相談を受け申し立ての手続き支援を（3件）実施。	A
	・権利擁護センターと庁内関係課との連携・役割分担を強化します。	・障がい者又は高齢者に対象者が多いが、困窮者支援との関連も厚く、社協がH27より生活困窮者自立相談支援事業の実施機関となることで権利擁護センターとの連携を強化している。（生活） ・福祉課より高齢者と障がい者の担当者が権利擁護センター審査委員会への参加し連携している。（社協） ・H27より社協が生活困窮者自立相談支援事業の実施機関となることで、センターとの連携強化となった。（社協）	A

⑤地域における障がい者虐待防止対策の充実

障がい者虐待の周知・啓発の充実	・障がい者虐待について関係団体への普及啓発を行うとともに、相談事業との連携を図ります。	・相談支援部会を定期的に開催し関係機関の連携を図っている。	A
虐待に対する対応の強化	・障害者虐待防止法に基づき、虐待の疑いのあるケースに対し県や関係機関との連携を図りながら迅速に対応します。	・虐待の通報はなかった。今後もより一層関係機関との連携を密にしていきたい。	A

(2) 生活支援

①利用者本位の生活支援体制の整備

相談窓口の広報	・町広報紙に「相談窓口」の枠を設けるなど、継続した広報を行います。	・相談支援事業所のチラシを作成し配布した。	A
	・町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」やケーブルテレビを通じた広報を推進します。	・町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」において広報している。（社協）ホームページにも掲載。	A

②地域における相談機能の充実

相談員、民生委員・児童委員活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 身体・知的障害者相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援、他の相談事業との連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者相談員、知的障害者相談員は、島根県から権限委譲(H24.4～)を受け、それぞれ当事者会等からの推薦により各1名を業務委託している。 精神障がい者からの相談は、相談員となるものは法により資格を有するものでなければならず、一般に募集することは難しい。保健所と町保健師が連携しながら相談機関として個別に対応している。 	A
精神障がい者の地域移行推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行が可能な精神障がい者の地域移行を促進するため、関係機関の連携を図りながら支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援協議会相談支援部会において、精神科病院長期入院患者の地域移行支援の推進について事例検討を行った。 県央保健所と連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて協議を始めている。 	A

③福祉サービス等の推進

障がいの特性にあったプランの作成充実	<ul style="list-style-type: none"> 総合支援法の制度普及を図りながら、サービス等利用計画について、作成に向けた手続きの仕方や作成事業者等の周知を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所との連携により、サービス等利用計画は全て作成されており、支給決定しサービスを提供している。 	A
--------------------	---	--	---

④経済的自立の支援

各種助成事業の継続	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉医療費助成等の県制度、及び町単独助成事業について、従来から実施しているが、一部の町単独助成事業については見直しを行った。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 県の制度についても情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 手帳交付時等、対象となる制度について情報提供し、申請により決定・助成している。 	A

(3) 生活環境

①住宅、建築物のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともにユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設については点検を行い計画的な改修に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規に建設する建物については、公営住宅等整備基準に従い第10条及び第11条のそれぞれについて等級3としている。 	A
民間施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者にとって暮らしやすいバリアフリー住宅の整備について、民間事業者と連携を図りながら普及啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて個別に対応している。 	A
住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> 町営住宅の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のある廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計により可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅における手すりの設置、段差解消など障がい者や高齢者向け改修については、助成等の支援を行います。また、障がい者が暮らしやすいグループホーム等の整備の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障がい者や高齢者の住宅改修については、日常生活用具給付等事業や介護保険事業により予算を確保し実施している。 町営住宅については、トイレの手すりなど、公営住宅整備基準の高齢者等配慮対策等級を満たした設計を行った。既存の住宅にはすでに手すりを設置済である。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 居住サポート事業による入居支援や、成年後見制度の利用を促進し契約の安定を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業の一環として取り組んでいる。 住宅については、相談時に空き家情報の提供を行った。 3月議会で保証人の人数等の条例改正を予定している。 	A

②公共交通、歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者自らが公共交通機関を利用して通院や買い物ができるよう、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バスやリフト付タクシーの導入を関係機関に働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 町営バスは、口羽矢上線バスは、ユニバーサルデザインの低床バスを導入し運行している。 リフト付きタクシーの導入は、現在、福祉タクシーが1台、ユニバーサルデザインのタクシーが1台導入される。 三江線代替交通として、引城区域運行及び江平上ヶ畑区域運行の車両について、リフト付き車両を導入している。 可能な範囲で、低床バスやユニバーサルデザインのバスを導入する。リフト付き福祉タクシーの導入については、町内タクシー業者に働きかける。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活バスについては定時定路線運行を基本とし、需要が見込めない集落や地域においては予約乗合方式や自治会輸送等の導入を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活バスを定時定路線運行しているが、バス停まで遠く利用できないとの意見が増えているため、令和元年7月よりフリー乗降区間を設定し、乗降場所の拡張を実施した。 障がい者の通院や通学手段としての福祉有償運送、市町村福祉輸送を引き続き実施している。 羽須美地域では、平成31年4月に町営による地域生活バスを廃止し、NPO法人はすみ振興会による「はすみデマンド」が運行を開始した。これにより、予約に応じて羽須美地域内を自宅前から目的地まで移動することが可能となった。 石見、瑞穂地域においても、地域内を移動可能なデマンド交通の検討することとしている。 	B

③安全な交通の確保

快適な歩行環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ回道路路を中心に、歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク障がい者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、障がい者にやさしい道づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道整備（交通安全対策工）を計画的に実施している。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の使用頻度や重要度等に応じて、優先度の高い道路から改善を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道整備（交通安全対策工）を計画的に実施している。また、今後も通学者等をはじめとする道路利用者の安全と利便性の確保を図りたい。 	A
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 総合支援法に基づく移動支援事業を推進します。サービスの周知を行うとともに、利用者のニーズに合った事業となるよう対象者基準の見直しを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援事業を委託して実施している。 制度概要について、障害者総合支援協議会（相談支援部会）において、相談支援事業所担当者に説明し、サービスの周知について努めている。 対象者基準の見直しについては、タクシー事業者への配慮等もあり、慎重に行わなければならない。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいよう、外出の手助けや移動手段の確保の支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉有償運送の事業者と連携して、通所や通学の支援を行っている。 	A

④防災、防犯対策の推進

防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町地域防災計画に基づき災害時要配慮者に配慮した環境整備、社会福祉施設・病院等の安全・避難対策、災害時における在宅の要援護者対策、啓発を進めます。 災害時要配慮者の避難誘導などについて自主防災組織を中心とし、具体的な行動計画の策定や訓練の実施を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿や災害発生時の避難行動計画について、作成や作成しているところについては更新について協議・説明を令和元年度中に11の自治会に行った。 	B
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、町内全域の主要か所（27か所）に防犯カメラを設置している。防犯カメラの映像は、島根県警と連携を図りながら、事件の早期解決に向けて重大な証拠となります。また、防犯カメラの設置により犯罪を未然に防止する抑止力となる効果が期待されています。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者が通行する主要な箇所に、防犯カメラの設置を検討していきます。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者を含め誰もが交通事故に遭わないよう、交通安全教室の実施、町広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等を活用した啓発など交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで以上に広報誌、ホームページ、ケーブルテレビを通じて誰もが被害者にも加害者にもならないために積極的な交通安全教育の実施を行っていく。 	B

(4) 教育・育成

①一貫した相談支援体制の整備

<p>乳幼児期からの一貫した相談支援体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽に相談できる環境の整備として、教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関が連携した特別支援相談ネットワークを機能させ、出生から就労まで、一貫した相談支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談のあったケースは継続的に状況把握し、検討を行い必要に応じて個別ケース会議を実施した。 子どもに関する保健・福祉・教育などあらゆる相談に総合的に応じることができるよう、「子どもまるごと相談室」において、子育てに関するワンストップ窓口として相談対応を行っています。 	<p>A</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援ファイル（すこやかファイル）を活用し、就学前の相談体制の強化を引き続き取り組んだ。平成31年度（令和元年度）の相談支援ファイルの配布者は、7名。（令和2年1月末現在） 相談支援ファイルが医療・保育所（園）・学校・支援事業所等でスムーズに活用できるよう関係機関と連携をしていくために、ファイル配付時に保護者の同意を得て、ファイルを所持していることを各学校へ情報提供できるようにし、保育所（園）から小学校への情報提供を行っている。 小学校から中学校、中学校から高校への活用については、個々のケースに応じて声かけを行ない、対応している。 	<p>A</p>
<p>発達障害に関する早期対応の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害に関して早期発見・早期支援を保護者等の理解を得ながら行えるよう、関係機関によるネットワークの強化や個別支援、家族への支援を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援合同相談会での相談会や保育所・園の年中児を対象とした巡回訪問により関係機関と連携した支援に取り組んでいる。 発達障害について理解を深める研修会を保育士、教職員対象に実施した。 	<p>A</p>

②関係機関の連携強化

<p>関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情報交換やスポーツ大会の支援や充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業により「邑智郡ふれあいの会」の活動を支援している。 「邑智郡ふれあいの会」の活動、事務局を支援している。（社協）参加者が町外の方は2～3名、障がい者支援施設の休日余暇活動などが充実してきたこともあり、会員数の減少が続いていた。ふれあいの会が一定の役割を果たしたと判断し、役場福祉課と社協との協議や、総会での承認を経て令和元年度をもって解散することとした。 井原彼岸市においてゴールボールの展示をした。（井原公） 	<p>B</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児の活動支援グループと連携を図り、障がい児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 「邑南町手をつなぐ育成会」の事務局支援、活動助成をしている。（社協） 	<p>A</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援事業や発達障害者支援センターとの連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センターは、瑞穂地域の東光保育園、石見地域の東保育所で運営し、子育て中の保護者の相談対応や情報提供、保護者同士の交流会を開催しています。 	<p>A</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 就学や進学、就労等で支援が途切れることがないように、すこやかファイルを活用して関係機関で子どもの育ちを共有し、同じ方向性で子どもや保護者の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 出生から就労まで一貫した支援を目指し、継続して取り組みを行っている。ファイル配付時に保育所（園）や小中学校へファイル所持していることを情報提供できるように、保護者に同意を得ることで情報を引き継げるよう体制を整えている。 	<p>A</p>

③個々のニーズに応じた指導の充実

<p>早期支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 早期から保護者との関係づくりを深め、保護者及び児童のニーズをくみ取り、関係機関で見守り支援ができる体制づくりを強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもまるごと相談室を中心に関係機関と連携している。 	<p>A</p>
<p>障がい児保育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子ども、ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内全保育施設で、県事業の障害児保育事業の導入、町単独事業の発達障害児保育事業を実施し、保育士を加配することで配慮や支援が必要な児童の保育の促進を図っています。 	<p>A</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児の受け入れにあたって保育士の加配等を支援し、障がい児保育の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は9保育施設中、5保育施設で保育士の加配を行い、きめ細かな支援をすることができた。 	<p>A</p>
<p>特別支援教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> すべての児童・生徒が、個々の力を十分に伸ばす教育を受けられるよう、学習支援員による支援や通級指導教室の利用により、保護者との連携のもと個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援相談ネットワークの相談支援事業「すこやか相談会（旧合同相談会）」の定期開催。 巡回型のスクールソーシャルワーカーを1名配置。児童生徒の支援だけでなく、学校と連携し家庭訪問、保護者面談を行い、家庭全体の支援についても取り組んでいる。 町内10校に学習支援員10名、生活支援員5名、通常学級の特別な支援が必要な児童生徒の支援をしている。 教育支援委員会後の保護者面談に時間をかけ、保護者に理解を求め、本人と保護者のニーズの把握に努め、学校と関係機関との連携を図る取り組みをした。 特別支援学級新設にあたっては、浜田教育事務所、石見養護学校と連携しながら進めている。 町単「笑顔キラキラサポート事業」において、学校生活や学習面に困難をかかえている通常学級に在籍する児童生徒を対象に引き続き生活支援員、学習支援員を配置した。支援員を対象にした研修会を8月に実施し、浜田教育事務所の指導主事を講師に迎え、支援員の役割と児童生徒理解について学び、支援員のスキルアップを図った。 	<p>A</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 教育設備の整備・充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校全ての特別支援学級教室にエアコンを設置した。 	<p>A</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援相談ネットワークを活用しながら、学習・進路・教育相談などの支援充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要な児童生徒については、継続して支援にあたっている。 石見養護学校が主催する特別支援コーディネーターを対象とした研修会・学習会へ、町内小中学校に積極的に参加を促した。 また、石見養護相談スタッフの訪問相談、浜田教育事務所の特別支援教育支援専任教員の訪問相談を各校積極的に活用している。 	<p>A</p>
	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカーの配置による他分野の連携推進、スクールカウンセラーの充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 県事業のスクールカウンセラー活用事業を実施しており、今年度から全小中学校に配置となった。 各中学校に70時間と矢上小に70時間、瑞穂小に40時間、他の小学校は30時間配置となっている。 県の配置時間内では対応しきれない部分は、町単で時間外にて対応した。SCが個別の事案に経過を見ながら継続して対応することにより、専門性の高い対応が可能となった。 町教育支援センターとSSWと定期的な情報共有をし、連携を図り、不登校児童生徒やその保護者への相談に対応する等、児童生徒の支援を継続して行った。 	<p>A</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の指導に携わる教職員が障がいを正しく理解し、指導力を高めていくため、県立石見養護学校との連携により研修の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内にある特別支援学校石見養護学校のセンター的機能を活用して巡回相談に応じてもらうことにより、専門的な支援に役立てている。 各小中学校の要望により、理解教育の出前講座をお願いしている。 石見養護学校で開催される研修会、学習会を教職員に周知している。 	<p>A</p>

学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒に障がい児への理解を深め、やさしさと思いやりの心を育てるための啓発教育と障がいのある子どもとない子どもがともに理解を深めるための交流教育を推進します。 特別支援教育コーディネーターや生活・学習支援員を対象にした研修会の開催、充実を図ります。 学級集団づくりの研修を一層充実していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級を有する学校では、日常の交流学習はもちろん、理解学習も行い、障がいへの理解を深める取組を行っている。 特別支援学級を有しない学校でも、通常学級に在籍する発達障がいの児童とともに活動する中で、多様性を認め合いながら生活する態度を養うよう、担任と生活・学習支援員をはじめとした全職員で努めている。 理解啓発を進めるために、7月と11月に研修会を開催した。 石見養護学校が主催する研修会・学習会を町内小中学校に周知し、積極的に参加するよう声かけをした。 支援員を対象にした研修会を8月に実施し、浜田教育事務所の指導主事を講師に迎え、支援員の役割と児童生徒理解を学び、支援員のレベルアップを図った。 町内小中学校において、子どもたちが互いを認め合い、学びあう授業づくりの研修会を専任講師を招いて実施し、実現するよう努めている。 大阪から講師を招き、教職員研修を年1回開催している。 	A
			A
			A

④社会的及び職業的自立の促進

社会的・職業的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> 施設が有している人的資源や機能を地域に生かすためにも就労に適応できなかった養護学校卒業生への途切れない相談事業の推進を図ります。 相談支援事業所と連携を図りながら、福祉的就労や一般就労につなげていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立石見養護学校の進路相談会に毎回出席し、卒業後に相談支援事業所等につなげており、速やかにサービスが受けられるよう個別に対応している。 障害者総合支援協議会（就労支援部会）を開催し、相談支援事業所や関係機関との情報共有と連携を図った。 	A
			B
不登校児童への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携により不登校児童・生徒、ひきこもりやいじめ・校内暴力への相談しやすい環境づくりやたけのこ学級といった社会資源の情報提供を推進します。 邑南町教育支援センターを拠点に、支援体制を引き続き整えていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町教育支援センターに常勤の指導員・相談員を配置し、1名は各小中学校を巡回訪問し不登校の未然防止活動、学校との情報共有をしている。別の1名の職員は常時センターにあり、保護者や学校からの相談にも対応している。 不登校児童生徒について、引き続き支援体制を継続する。 石見養護学校の週1回の巡回訪問を活用し、相談支援部の先生と児童生徒が関わりを持つ時間を設けている。児童生徒について情報共有も行っている。 教育支援センターでは不登校児童生徒だけでなく、高校生も対象としており、生徒同士の交流の場となっている。（毎週水・金曜日、学習や調理実習、体験活動など） 別室に登校している児童生徒については、必要に応じて学校訪問し、児童生徒と関わる時間を設けている。 学校への登校が難しい児童生徒について、定期の学校訪問等で情報を共有している。また、教育支援センターで不登校、不登校傾向の児童生徒が学習や活動ができるよう支援体制を整えている。学校と相談しながら必要に応じて、登校支援、別室での活動（学校の空き教室を使って）を行い、児童生徒の支援に努めた。 	A
			A

⑤スポーツ、文化芸術活動の振興

各種団体への入会の推進と運営の充実	<ul style="list-style-type: none"> 身体・知的・精神障がいの各当事者団体について、手帳所持者に対し情報提供を行います。 会員の要請や必要に応じて適宜支援を行い、運営体制の充実を促進します。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> 手帳交付時に当事者団体等の情報提供をしている。 身体障害者福祉協会が独自に作成された会員募集チラシを全戸配布した。 身体障害者福祉協会、各支部の総会等に参加し、障がい者福祉についての制度説明等を行っている。 会員募集チラシの全戸配布をした。 	A
			B
スタッフの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。 必要となる研修会・会議等への参加により資質向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 矢上地区を対象にパラリンピックスポーツ（ボッチャ）体験会を行い、障がい者スポーツを知ってもらうことができた。（矢上公） 研修会、講演会があれば公民館利用者、各自治会へ広報し、参加を呼びかけた。（矢上公） 障がい者支援施設の研修会において、利用者及び職員向けに、フィンランドゴールボールチームの合宿誘致等について出前講座を行った。 	A
			C
障がい者スポーツへの理解の促進と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツへの理解の促進と環境の整備を図ります。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ地誘致をめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> パラリンピック正式競技であるゴールボールの体験会や出前講座を実施した。またパラリンピックを目指すアスリートを招聘し、パラリンピックの理念や価値についての講演会および体験会（スポーツ義足）を開催し選手との交流を通して障がい者スポーツへの理解、促進を図った。今後も継続して「スポーツを通しての障がい理解」についての取り組みを行う。（パラリンピック） 羽須美地域公民館祭りにおいて、東京パラリンピック合宿勇気推進室のパネル展示をした。またヨーロッパ古楽器「リュート」の演奏で北欧文化（フィンランド）の文化の話をいただいた。（阿須那・口羽公） 井原彼岸市においてゴールボールの展示をした。（井原公） ボッチャの体験会を実施した（中野公） 女性セミナーで、ボッチャの体験を行った。（田所公） 「日和子ども塾」において、ゴールボールの体験教室を行った。（日和公） 高齢者対象のサロンでボッチャを行った。（布施公） 障がい者スポーツの研修会を企画し参加を呼びかけた。（矢上公） フィンランド共和国ゴールボールチーム関係者と合宿に向けた協定書を締結した。今後は合宿に向けてゴールボールチームと具体的な調整を行う。合宿の際にはゴールボールチームとの交流などを通して障がい者理解を深め、共生社会の実現に向けた取り組みを行う。（パラリンピック） 公民館まつりで展示ブースを設置した。（出羽公） 公民館まつりで展示ブースを設置した。（田所公） 	A
			A

⑥生涯学習の推進

生涯学習に取り組みやすい体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習推進計画や人権施策推進基本方針に基づき、障がい者の知識・技術の習得、健康の維持・増進、体力づくり、交流や仲間づくり等を通じた生活の質の向上に向けた、生涯学習活動に取り組みやすい体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の各課取組状況については、3月中旬を目途に取りまとめる予定。（町民課） フィンランド共和国ゴールボールチームの視察やゴールボール体験会を通して競技、ルールを理解することで多くの方がゴールボールが行うことができるよう取り組んでいる。（パラリンピック） トランスジェンダー生徒交流会を地域の住民と連携して実施した。（井原公） 	A
-------------------	---	---	---

(5) 雇用・就業

①雇用の場の拡大

雇用の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の場の拡大を図るために、ハローワークを中心に、町無料職業相談所、県立石見養護学校、社会福祉施設、共同作業所とのネットワークづくりを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援部会で関係機関の連携を図り、雇用促進連絡会の開催につなげることができた。 平成28年度、企業等の人材確保を目的に矢上高校、石見養護学校、町内進出企業、ハローワーク、町、島根県などで「邑南町進出企業人材確保対策会議」を設置した。令和元年度は会議を3回開催し、「邑南町進出企業人材確保実施計画」の取組状況を各企業と町が報告し今後の取組強化についても協議をした。 <p>企業等の障がい者への理解を深めることは重要なことから、邑南町雇用促進協議会主催の企業ガイダンスへの参加を進出企業に促し新たに2社が参加した。</p>	A
---------	--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会就労支援部会を中心に、「雇用促進連絡会」を開催し、企業等の障がい者への理解を深め、障がい者の就労支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内10事業所、ハローワーク川本、大田市障害者就業・生活支援センターの協力のもと、第7回雇用促進連絡会を開催することができた。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用促進連絡会への参加要請を兼ねて、町内の事業所を訪問時に障がい者雇用について啓発している。 町社協主催による「あいサポーター研修」を学校や職場において実施している。（社協） 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 県立石見養護学校が独自で行う就労支援対策に支援を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立石見養護学校の進路相談会に毎回出席しているほか、個別の相談にも対応している。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供について、周知啓発を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 町「広報おおなん」等を活用し、障がい者雇用の促進等の普及啓発を図った。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 町及び民間事業所において、法定雇用率の達成に向けた取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク川本から、雇用促進連絡会への参加事業所に雇用関係助成金の説明を行っている。 	A
精神障がい者の雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用促進法の改正により、法定雇用率の算定対象に今後精神障がい者が追加されることも踏まえ、精神障がい者の雇用促進に向けた取り組みを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立相談支援事業の就労支援としてハローワークや町が実施している無料紹介所へ繋ぎ障がい者の就労促進を図っている。 中間的な就労から一般就労へ移行を目指した取り組みを検討・協議している。 令和元年度の精神障がい者の方の無料職業紹介所への就労相談は1件で、就職に繋がった。また、この1件も数十回の面接等やハローワークとの連携により支援を実施した。 	A

②福祉的就労の底上げ

福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者のニーズや適性に合った就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携、製品の販路拡大のための支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金活動の募金グッズとして、町内福祉施設の作品を利用して。今後も継続して利用していく。 	B
優先調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定・公表を引き続き推進し、障がい者就労施設等が提供する物品等の需要の増進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、障害者優先調達推進法に基づき、物品等の調達方針を策定し公表している。 役場各課への意識を高めるため、課長会議で優先調達の推進について呼びかけた。 優先調達の物品提供を町内事業所に呼びかけた。令和元年度からは、はあもにはうすで切手の取り扱いが始まった。 	A

③総合的な支援施策の推進

就労の継続・安定に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導の活用、身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携を進めます。また、就労に関する相談事業の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用促進連絡会（26名参加）において、参加した障がい者は事業所担当者及びハローワーク川本職員や大田市障害者就業・生活支援センター職員からの説明を熱心に聞いていた。 今年から雇用促進連絡会の参加事業所に対して障がい者雇用の制度説明を行う時間を設けた。 障害者総合支援協議会（就労支援部会）の事業により就労相談の充実を目指す。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 自立した生活の場を確保するために、グループホーム等の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の努力により、グループホーム等の居住施設が確保されているが、今後も地域移行が進められていく中で町として引き続き支援していかなければならない。 	B
就労障がい者のアフターケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> 職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行い、ソフト面での支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対する事業展開において、就労できるかできないかは大きな課題であり受け入れていただけない事業所への配慮も必要と考える。令和2年度から事業委託の就労準備支援事業に期待。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 具体的には、ハローワークや商工会との連携強化や、これらを中心とした相談事業の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援部会におけるハローワークや商工会だけではなく、相談支援事業所、町内企業の連携により障がい者雇用を促進するとともに、就労後は職場訪問をするなどし就労が継続するようにフォローする。 	B

(6) 保健・医療

①障がいの原因となる疾病等の予防・治療

健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病を予兆の内に発見し、働き盛り世代を対象に早期から生活改善することで生活習慣病の発症を防ぐため、健康診査を受診しやすい体制づくりと保健指導の強化を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病を早期に発見し生活改善や早期治療を行うことで、病気の予防や重症化予防を図ることを目的に、特定健診、特定保健指導、生活習慣病予防教室、個別訪問等を行った。 働き盛り世代の方が健診を受診しやすいように、夕方健診や土日も受診できる体制づくりを推進したが、40～50代の受診率は伸び悩んでいる。状況分析が必要である。 特定保健指導対象者に対しては、地区担当保健師が個別訪問を行っている。あわせて年5回生活習慣病予防教室を開催し、生活改善の動機付けや継続支援を行っている。教室については参加率が低いので、実施方法の工夫が必要である。 糖尿病ハイリスク者に対しては、重症化予防を目的に眼科・歯科への受診勧奨、糖尿病連携手帳の活用、腎機能を含めた治療状況の確認、保健指導を行っている。 未治療・治療中断者については、確実に医療につなげることを目的に、町オリジナルパンフレットを活用した通知や地区担当保健師からの受診勧奨もを行っている。 町内医療機関との連携については毎年、生活習慣病予防検討会を開催し、町の実態や保健事業の取り組みを報告し対策について検討をしている。併せて医療機関訪問を行い、情報交換を行っている。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座を通じて、セルフケア能力を高めたり、周囲の変化に気付くことができるように情報提供していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座に心の健康づくりメニューを入れ情報提供をすすめたが、1団体15人の利用だった。加えて今年度は、健康長寿おおなん推進会議働きざかり部会委員の所属の事業所で自死予防キャンペーンとしてミニ講座を実施した。4事業所計40人にセルフケアや相談窓口の情報提供を行った。また事業所で職員対象のメンタルヘルス研修会を企画され、町も協力して実施した。今後も、事業所と連携して取り組みを継続していく。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談や相談支援事業所等、相談窓口を広く周知し、心の健康づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口一覧表を関係機関へ配布、また心の健康相談のポスターを各支所等に掲示して相談窓口の周知をした。必要な方が相談につながるよう、相談機関の周知を引き続き行っていく。 	B
乳幼児健康診査・相談・訪問の充実	<ul style="list-style-type: none"> 疾患や障がいのスクリーニングだけではなく、発達を育む視点で関わり、特に保護者が感じる「育てにくさ」に寄り添い、その要因を見極め、必要時には早期支援につながるよう相談・訪問等を行いながら、保護者との関係づくりを強化します。また、その支援の充実のために関係機関との連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 出生後保健師による乳児全戸訪問を実施し、発育、発達の確認を行い育児不安の軽減に努めている。 支援が必要な産婦や新生児に対して、医療機関との連携が強化されつつあり、必要時訪問等の対応をしている。 乳幼児に対しては、各年齢で健診・相談・教室を実施し、心身ともに健やかな育ちを支援するとともに病気の予防・早期発見を行っている。 支援が必要な場合は、医療機関や保育所（園）、特別支援連携協議会・自立支援協議会関係者等が連携し支援体制の整備・充実に努めており、その継続に努めたい。 障がいの原因となる疾病等の予防及び、早期発見、治療の推進を図るために、妊産婦の健康教育や健康相談、乳幼児を対象とした健康診査・育児相談等を継続したい。 	B

確実な治療の継続	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 小児期については、特別支援連携協議会、自立支援協議会の担当・関係課である福祉課、学校教育課、保健課の担当者で子ども達への切れ目のない支援の方向性について協議し連携を図っている。 専門機関での治療等サービスを受けているケースについては、相談支援ファイルを活用し家族、関係者と定期的に情報共有を図り、治療の継続を支援しており、今後も継続したい。 	B
②障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実			
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 専門の医療機関が遠方のため、県央保健所で実施している難病相談や心の健康相談、町で実施している臨床心理士による心の健康相談など専門相談を活用し、充実していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 県央保健所による心の健康相談を4回、臨床心理士の心の健康相談を6回実施した。また、町内で実施された難病相談支援センターによる難病サロンに参画した。サロンは参加者の悩みや課題に対して、情報提供の場となっている。 県央保健所で実施している難病相談や研修会を活用し、必要な方が相談を利用できるよう相談窓口の周知をしていく。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組みます。相談支援事業所と連携しながら個別支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神家族会は相談支援事業所が事務局となり総会や研修会の開催等の活動を行っており、その場に出向いて、家族の方々と情報共有を行った。家族の高齢化に伴い、将来に対する不安を抱える方が増えている。 	C
リハビリテーション・療育体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの悪化防止や再発防止のために、相談支援事業所の相談支援専門員により定期的にモニタリングを行い、適切にリハビリや療育を受けることができるように支援している。 	A
③精神保健・医療施策の推進			
精神保健施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保健活動を通じてニーズ把握を行い、組織活動を推進するとともに、タイムリーな個別支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区担当保健師を中心に地域の情報把握を行うとともに、各関係機関と連携してタイムリーな支援が行えるよう心掛けている。また、必要に応じてケース検討を行っている。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 新たな課題や体制の推進について、相談支援部会や自死対策実務者会議等で検討し、内容を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度、邑南町自死対策計画を策定する中で、地域の課題・対策の検討を行った。今年度、自死対策計画推進委員会の場で、医療を巻き込んだ相談支援体制整備、働きざかり世代への支援としての職場環境整備、地域の中で必要な方が相談・支援に結びつく働きかけ方等について意見交換を行った。また、自死対策庁内関係部局会議では、役場内の各課の職員が自分の担当業務を行う際、自死対策の視点で住民の方に接し、気にかかる方があれば保健師に連絡する体制について共有した。 	B
退院促進に関わる医療・保健・福祉の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や保健所、相談支援事業所等、保健・福祉との連携をより強化し、入院中からケース検討を行うなど、地域の受け皿づくりを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や県央保健所等の関係機関と連携し、入院中からのケース検討を行い、退院に向けた支援体制を整えている。 	B
④難病等に関する施策の推進			
対象疾病に関する周知	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法において障害福祉サービス等の対象に難病等の疾病が含まれることや、新たに対象となった疾病等について、制度の周知を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 県央保健所、福祉課、サービス支援事業所と連携し、必要に応じて広報誌や無線放送等で情報提供を行っている。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> 適正なサービスが受けられるように、県央保健所や関係機関と連携して支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な方が適正なサービスを受けられるように、県央保健所と連携して情報把握や情報提供を行っている。 	B
⑤専門職種の養成・確保			
専門職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害や社会的ひきこもりなど、新たな課題について現状を把握し、スタッフ向け研修会や関係機関とのケース検討を実施するなど、専門職員の資質の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門機関が開催する研修会等に参加している。相談支援部会（年6回開催）等で情報共有を図っている。 	A
(7) 情報・コミュニケーション			
①情報バリアフリー化の促進			
IT利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの種別に応じて、情報の入手や意思疎通に有効なサポート機器の給付や貸与を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報・通信支援用具を日常生活用具給付事業対象用具としており、申請により給付している。 	A
活用しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> パソコン教室の開催、島根県西部視聴覚障害者情報センターが実施している教室のPRや、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業により生活訓練としてパソコン教室を開催した。(邑智福祉振興会へ委託) 	A
ケーブルテレビの活用	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線に加え、ケーブルテレビのデータ放送、行政文字放送を活用し、障がいの種別に対応した情報伝達に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 町のお知らせについては文字放送やデータ放送など文字を使ったわかりやすい情報提供をしています。おおなんニュースなどの番組についてもテロップ等を付けるなどして、わかりやすい情報提供に努めました。 	A
②情報提供の充実			
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 視覚、聴覚障がいの種別に対応したわかりやすい情報提供に努めるとともに、高速インターネットなど多様な情報メディアの活用を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 町のお知らせについては文字放送やデータ放送など文字を使ったわかりやすい情報提供をしました。おおなんニュースなどの番組についてもテロップ等を利用したり、わかりやすい表現で情報提供しました。 また、ホームページの作成について、読み上げソフトに対応するなど、全ての人にわかりやすく情報が提供できるようにしています。 情報メディアなどの活用については、利用者のアドバイスができればと考えます。各課と連携して共同で研究していきたいと考えています。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビのコミュニティチャンネルや町ホームページにおいて、だれもがわかりやすい情報発信に努めます。 		
③コミュニケーション支援体制の充実			
コミュニケーションの確保	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成・確保を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成講座を社協へ委託し実施した。R1年度は入門編を行った。引き続き、令和2年度は基礎編を行う。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 手話、要約筆記及び点訳・朗読等を行うボランティア団体の活動拡充に向けて、支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 要約筆記・手話・点訳ボランティア団体に対して、活動の拡充を図っていただくため支援している。(社協) 月2回、障がい者支援ボランティアグループ「のぎくの会」が取り組む聴覚障がい者交流活動を支援している。(社協) コミュニケーション支援の要請があれば対応している。(社協) 手話サークル『ゆびの輪会』が中心となり手話講座を開催中(社協) 	A

(8) 行政サービス等における配慮

① 行政機関等における配慮

<p>行政職員における障がい者理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・事業の実施にあたって、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・邑南町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を制定し、平成28年4月1日から施行している。 ・職員への意識づけについて、今後更に努めていく。 ・平成28年4月から障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、行政には「不当な差別的取扱いをしてはならない」と「合理的配慮をしなければならないこと」が法的義務として明記されています。以下の点を意識し合理的配慮を実施しています。 ①本人や保護者・介助者から、必要な配慮に関する意思表示をすること ②学校や企業、行政などがどんな配慮ができるか検討し、本人と話し合うこと ③どんな場面でどんな配慮ができるか、お互いに合意したうえで実施すること ④配慮を実施したあとも、定期的にその内容や程度について見直し・改善をすること 	<p>B</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口等における障がい者への配慮の徹底を図るため、必要な研修等を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員受講を目標に毎年1回程度あいサポート研修を実施する。このことにより、職員の障がいに関する知識や理解不足をなくし、偏見による障がい者への差別の防止に努めるため、昨年度までは全職員対象に年1回あいサポート運動を実施してきた。今年度は福祉課職員があいサポートコーディネーター養成講座を受講し、コーディネーターの資格を取得した。 	<p>C</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政に関する情報提供にあたっては、だれもがわかりやすい情報発信に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民への配布物において、色使いに気をつけるように指摘もあり、今後も視覚障がいのある方に配慮した印刷物となるよう努めていく必要がある。 ・合理的配慮の提供については、障がい者一人一人の状況や必要に応じた変更・調整などを、お金や労力等の負担が掛かりすぎない範囲で行うこととします。 	<p>B</p>

② 選挙における配慮

<p>選挙における配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点字やインターネットを通じて候補者情報を提供するなど、障がい特性に応じた選挙に関する情報提供の充実に努めます。 ・移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や障害者の利用に配慮した投票設備の設置等により、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。 ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各投票所に点字用の氏名掲示、投票用紙、点字器を用意した。 ・郵便による投票及び代理投票制度の周知に努めた（無線放送、投票所での掲示）。 ・投票所のスロープ設置、車いすの用意等の配慮に努めた。 ・歩行が困難な方等の対応ができるよう投票所の人員を確保した。また、投票管理者説明会にて代理投票制度について説明し、投票所における代理投票制度が円滑に行われるよう留意している。 ・投票に来られた方への声掛け、介助についてより適切な対応ができるようになるために、障がい・障がい者理解につながる研修が必要。 	<p>A</p>
-----------------	--	---	----------

子ども・子育て支援事業計画の進捗状況・評価

資料A-4

計画の項目	担当課名	R1の進捗状況等(課題、今後の方向性等)	評価	目標(H27~31年度)
第4章 施策の展開				
1 子どもと子育てを支える地域づくり				
(1) 子育てに向けた地域の意識づくり				
男女共同参画に関する啓発	町民課	<ul style="list-style-type: none"> 町内各世代の女性10名で構成された「おおなん魅力アップ女性会議」を3回開催し、子どもの教育等について30代から60代の幅広い年代の方の意見を聴取することができた。また、町長への提言や、意見交換もすることができ、女性の声を町長へ伝えることができた。 11月16日(土)に行われたあすてらす(島根県立男女共同参画センター)開館20周年記念行事へ町内全戸配布で参加を募り、マイクロバスを運行して団体参加を実施した。 3月8日(日)に中野公民館で男女共同参画映画上映会を実施予定。(広報おおなん1月号に掲載) 今後も関係団体、地元企業等と情報交換しながら連携して幅広い年代への啓発活動を進めていく必要がある。 	A	ダイジェスト版を活用し、啓発活動を実施します。
子どもの権利に関する啓発	福祉課	5月の児童福祉週間等を活用して、町広報誌やポスター掲示などで啓発活動を行った。	A	5月の児童福祉週間等を活用して、町広報誌などでの啓発活動を行います。
(2) 子育て支援の地域づくり				
子育てサポーターの養成	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> こぐまクラブ(在宅親子支援サークル)を月1回開催し各種様々なイベント活動をとおして在宅親子同士の交流を深めた。(矢上公) 地域学校「日和子ども塾」において、事業の企画・実施の場面で地域の方々が主体となって行うことで、地域における子育て支援に繋げることができた。(日和公) 	B	サポーター養成につながる子育て講座(講演会)を各公民館1回以上開催します。
(3) 安全・安心のみちづくり				
「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置	学校教育課	各小学校において、子ども110番の家を依頼している家や事業所がある。子ども110番の家を設置していることにより、登下校中の子ども達の安全確保や事件や事故の抑制につながっていると認められる。引き続き警察とも協力し、子ども達の安全環境を充実させていきたい。	B	子ども110番の家への登録件数増加をめざします。
防犯教室、交通安全教室の開催	学校教育課	各学校において、交通安全教室や防犯教室などを実施した。また、通学路の安全点検を地域の方も含めて一緒に行うことができた。これからも子ども達の安全を学校だけでなく地域とともに引き続き取り組んでいきたい。	B	各研修の年2回以上の実施をめざします。
子どもの安全対策活動の開催	学校教育課	<p>青色防犯パトロール登録車両 現状107台 講習会 1回開催</p> <p>パトロール隊員の高齢化や、登録したのみで実際に活動していないケースがある。邑南町の子ども達の安全を見守る重要な任務であるということを再認識してもらうことでやりがいを感じてもらい、少しでも多くの方にパトロール隊員に登録いただき、活動を活性化させたい。また、無線放送により町民の皆さんへ「ながら見守り」の協力依頼をし、地域による見守りの働きかけを行った。今後も継続して行っていく必要がある。</p>	A	青色防犯パトロール登録車両 現状101台 目標110台
2 いきいき子育てできるまちづくり				
(1) 妊娠期からの支援体制の整備				
両親学級への初妊婦の参加率	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 初妊婦の教室参加率は、平成30年度実績34.2%と減少しているが、今年度の参加率は1月時点で42.8%であり、若干増加している。不参加の理由としては夫婦の都合が合わない、所用があるが多かった。今後も1人1人電話勧奨を継続し、妊娠届時の声かけや案内による周知を工夫して、参加につなげることが必要である。一方、不参加であっても状況把握や保健師とのつながりを作るようにし、出産後も相談しやすい関係づくりを心がけた。 教室の内容としては、沐浴体験や妊娠期の過ごし方、育児体験など子育てについて考えてもらう場とするともに、参加者同士が交流し、仲間作りをすることで安心して妊娠・出産を迎えることができるよう実施している。 	B	初妊婦の教室参加率 6割
妊婦一般健康診査受診回数	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が望ましいと考える妊婦健診回数は13~14回であり、13回以上受けた人の割合は43%で51人中22人だった。10~12回が27人で、12回受診した妊婦のうち13人は正産であった。9回以下の方は2人で、入院や早産によるものだった。 今後も定期的に受診ができるように、妊娠届時に随時勧奨していききたい。また、H30年度は健診結果で糖尿病を指摘されている妊婦が増加していることから、妊娠期の健康管理について、医療機関と連携して支援していききたい。 	B	妊婦健診の受診回数が13~14回以上の妊婦の割合 8割
乳児全戸訪問実施率	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の訪問は、100%実施した。特に育児不安が高まる退院後から生後1か月までの早期訪問を心がけており、67.3%に訪問した。(平成29年度は62.9%)里帰りの方には早めに電話連絡をして状況を把握し、必要時町外訪問を依頼している。また、医療機関(助産師)との連携が強化されており、妊娠中から情報共有し退院後早期の支援を行うことができていた。今後もより安心して子育てができるように、早期に訪問するようにしたい。 	B	訪問実施率 100%
周産期医療体制の整備	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 産婦健診を実施したことで、より医療機関との連携が強化されてきており、支援が必要な妊婦の情報共有ができていた。 出産後支援が必要なケースについて、医療機関と連携し訪問等実施し、必要な支援につなげている。 町内に住所のない里帰り出産の産婦についても、医療機関からの依頼により訪問等実施し、産後直後の早期支援を実施している。 公立邑智病院との連携を強化することを目的に、産婦人科との連絡会を実施、継続したい。 	B	周産期医療についての検討を行います。
(2) 子どもの健康の維持				
乳幼児健康診査精密検査受診率	保健課	<ul style="list-style-type: none"> H30年度の精密検査受診について、4カ月健診は全数受診されている。1歳6か月健診では3名中1名が未受診、3歳児健診では5名中1名が未受診となっている。未受診の内容がともに低身長で日常生活の困り感が低いことで受診に結びついていない。 令和元年度も引き続き受診勧奨を行っており、早期受診につなげている。 	B	乳幼児健康診査、精密検査受診率 目標 全年齢 100%
フッ素洗口の実施	保健課	<ul style="list-style-type: none"> H30年度の実施状況は、98.4%だった。 乳幼児健診や子育てサロンの出前講座、各保育所(園)・小中学校での歯科教室の中でフッ化物の効果等について情報提供を行っている。また、今年度は養護教諭を対象にフッ素洗口の研修会を実施し、町がフッ素洗口事業を実施した経緯や目的、効果等について情報提供を行った。今後も継続して情報提供を行っていく。 	B	フッ素洗口の実施率 現状 99.4% 目標 100%
3歳児検診1人平均のむし歯数	保健課	<ul style="list-style-type: none"> H30年度の一人平均むし歯数は、0.36本と横ばいであった。しかし、幼児・小学生でむし歯が増加する傾向にあり、将来的なむし歯増加に繋がらないよう今後も継続した取り組みが必要である。 要医療者が受診に結びつくよう保育所(園)と連携し取り組んでいる。 乳幼児健診時の歯科指導や各保育所(園)で歯科教室を行い、園児、保護者、保育士へフッ素の効果・むし歯予防、早期治療について指導を行っている。また、フッ素塗布事業を健診後のむし歯予防や要医療・要指導者へフォローの場として捉え、幼児健診の場で受診勧奨を行っている。今後も継続し予防や早期治療にむすびつくよう医療機関や施設と連携していく。 	B	3歳児検診1人平均のむし歯数 目標 0.30本
12歳児の一人平均のむし歯数	保健課	<ul style="list-style-type: none"> H30年度の一人平均むし歯数は、0.16本と横ばいだった。要医療者には、早期治療に結びつくよう学校と連携して取り組んでいる。 永久歯のむし歯予防につなげるため、フッ素洗口事業を軸に、乳幼児期からの継続した歯科予防の取組みを各小中学校、歯科関係者と現状と課題の共有を行ない実施し、小学生は永久歯が生えそろう3年生、中学生はフッ素洗口の最終学年である3年生を対象に、担任や養護教諭と教室を一緒に実施した。今後も永久歯のむし歯予防につながるよう歯科予防の取組みを継続していく。 	B	12歳児の1人平均のむし歯数 目標 0.41本
(3) 家庭における子育ての支援				
地域子育て支援センター事業	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 東光保育園内にある瑞穂子育て支援センター、東保育所内にある石見子育て支援センターにて事業を実施している。平日に1日5時間程度開設し、子育てについての相談、講座等を開催している。また、保護者同士の交流の場として、子育て家庭交流の拠点としての役割を果たしている。瑞穂子育て支援センターは東光保育園の改築にあわせ、平成31年4月より新しい支援センターで事業開始した。 	A	事業の継続実施
子育て講座の実施	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 町内保育施設、子育て支援センターで子育て講座を開催している。親子クッキング(離乳食教室)、歯の健康教室などの内容で開かれている。 	A	子育て支援センター、保育施設が実施している子育て講座を継続
仕上げ磨きをする親の割合	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の実施状況は、「毎日仕上げ磨きをする」親の割合が、1歳6か月児健診で95.1%、3歳児健診で96.3%であり、前年度よりも増加した。両親学級や乳幼児健診、保育所(園)教室、子育て支援センターの出前講座など乳歯の大切さやむし歯予防について情報提供をしており、今後も早期からのむし歯予防に取り組んでいく。 	B	90%
朝食に野菜を食べている幼児の割合	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度健診時の調査では、朝食に野菜ありが、64.5%と前年度に比較して若干増加した。内容については依然として課題があり、今年度も食をテーマに保育所(園)と連携して保護者に食に感心を持ってもらうための教室を実施した。今後も健診や教室等関係機関と連携して啓発を継続したい。 	B	60%
学校保健委員会を開催している学校の割合	学校教育課	<p>小学校3/8(高原小、市木小、矢上小) 37.5% 中学校2/3(羽須美中、瑞穂中) 66.6% 計:5/11 45.4%</p>	D	100%
母子保健検討会の開催	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度1回実施しており、今年度は2月19日に開催予定。 関係機関が一同に会し、母子保健に係る課題や日頃の取り組みを共有し、次年度の活動に活かしている。 	B	年1回開催
学校の分煙状況	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月から、継続して全小中学校(小学校8校、中学校3校)で敷地内禁煙を実施している(100%)。 	A	学校の敷地内禁煙100%

家庭教育に関する学習機会の充実	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育支援として、県が推奨する「親学プログラム」を実施した。(親学) 子育て支援センターでのワークショップ 18 (石見: 月1回 瑞穂: 2カ月に1回) 小学校保護者会 1 (予定) 養成講座を実施し、新規の親学ファシリテーター養成を行った。(親学) 講座回数 5 新規親学ファシリテーター 8名 ポジティブな言葉を子ども達に掛けることの大切さを伝える講演会を1回行った。 親子で一緒にふれあいながら体を動かすことをテーマにした講演会を行う予定。 	C	家庭教育学級・講座の開催(公民館単位で年1回以上) 小中学校PTAとの共催による講演会・学習会の開催(年3回3会場)
ブックスタート事業	生涯学習課	受診にこられた方には親子読書の大切さを伝えるとともに、年齢にあった絵本の紹介をした。また、言葉育てる大切さについて説明ができた。図書館への来館を呼びかけ、おはなし会やわらわらうた遊び等の行事に親子での参加を促した。親子読書を推進していくうえで、関連機関と連携をとりながら進めていきたい。	A	4か月健診時、1歳6か月健診時、3歳児健診時の各時期に実施します。
(4) 仕事と子育ての両立支援の充実				
就職相談会の実施	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町無料職業紹介所の出張相談が実施されている。 また、母子家庭等就業相談で県母子寡婦福祉連合会の就業相談員と共に対応している。 浜田公共職業安定所川本出張所と連携し、ひとり親家庭の就労支援を行った。 	A	ハローワークと連携し6回 就職相談員との連携を保ち、情報収集に努めます。
男女別育児休業取得率	福祉課	町内企業17社に調査を依頼し14社から回答があり、集計した結果、平成31年の取得率は男性0%女性100%。	B	男性10% 女性100%
一般事業主行動計画策定の呼びかけ	福祉課	子ども・子育て支援事業計画の中で呼びかけることに留まっている。	C	従業員100人以下の一般事業主へ広報等により計画の策定を呼びかけます。
3 子どもがすくすく育つまちづくり				
(1) 生きる力を育む環境づくり				
地域子ども教室の推進	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 矢上小学生を対象に地区自治会との協賛で川遊び体験を行い、水辺の生物や自然とふれあうことで地元にある自然の大切さを学んだ。(矢上公) 井原つながるプロジェクト事業「竹灯籠づくり」を実施した。(井原公) 	A	月に1回 公民館と連携し、子どもの居場所づくりに努めます。
ふるさと学習の推進	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 矢上小学生(4年~6年生)を対象に矢上高等学校で体験活動を開催し、高校生と小学生相互の交流も深まった(矢上公) 矢上小学生(5年生)を対象に米づくり(田植え、稲刈り、稲こぎ、餅つき)体験を開催し農業の大切さを学んだ(矢上公) 矢上小学生(5年生)を対象にしめ縄づくり体験を開催し伝統文化の学習に繋がった(矢上公) 矢上小学生(5年生)を対象に原山伝説(やまんば)を題材に土偶作りを行い、歴史文化の学習に繋がった(矢上公) 高原小4, 5, 6年生を対象とした通学合宿を実施。(布施公) 地区内の畜産農家を訪問して飼育された動物と触れ合うとともに地域の自然を体験した。(日和公) 「日和子ども塾」において日和川で手作りの竿を使った魚釣り体験を実施した。(日和公) 米作り(田植え、稲刈り、脱穀、餅つき)体験を実施(日貴公) そば作り(ソバの種まき、ソバ刈り、そば打ち)体験を実施(日貴公) 町指定文化財の隣屋で田舎体験を実施(日貴公) ミツマタ、コウゾウ、カンピを取りに行き、紙すき体験を実施(日貴公) ふるさと学び合講座「久喜銀山学習」「鱒測カブ学習」を実施した。(田所、出羽公) 小学校と連携して、ふるさと教育を実施した(中野公) 市木小学校では例年「ふるさと市木探検隊」という活動を行っており、小学生が市木の歴史について実際に現地に行き、自分たちでまとめたものを地域の方に発表している。公民館の自主教室であるふるさと学芸員養成塾はこの活動に協力し現地での説明を行うなどしている。地域の歴史を学ぶことによるふるさと教育を小学校・公民館と連携して実施している。 高原小4~6年生を対象にした通学合宿内でふるさとに関する学びを実施(高原公・布施公合同) 口羽っ子通学合宿を通じて地域の方とふれあい、地元資源を活用した学習の場を提供して、子育て(共に育つ)を実践している。(口羽公) 石見東小学校児童を対象に実施。(井原公、中野公) 田んぼの生き物調査、東明寺山登山、稲作体験 地域学校として「公民館に泊まろう」を実施し、川遊び体験により故郷の自然の豊かさや大切さを学ぶ。(阿須公) 	A	各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを小中学校11校で実施します。
(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり				
スクールカウンセラーの配置	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 県のスクールカウンセラー活用事業の配置により、4名のスクールカウンセラーが兼務しながら各小中学校に配置されている。 不安や問題を抱える子どもや保護者、また、学級担任(ケース会議出席など)に対し、相談を実施した。 必要に応じて、児童生徒のケース会議にも参加し、支援について関係機関と協議できた。 緊急事案や継続してカウンセリングが必要な場合は、町単の予算措置で対応した。 	B	各中学校へ3名のスクールカウンセラー配置 1小学校へ1名のスクールカウンセラー配置
コーディネート機能の整備	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育連携協議会総会と研修会(7月、11月の2回)を開催し、各関係機関の相互理解と情報交換を行った。 石見養護学校主催の連絡会や学習会など積極的に参加するよう周知している。 町内の小中学校支援員を対象とした研修会を年1回(8月)開催した。支援の必要な児童生徒についての理解や支援のあり方を学んだ。 支援本部会議は必要に応じて個別ケースの検討会を開催した。支援本部実務者会が中心となって総会や各役割での研修会などを重ねてきたことや児童生徒への支援会議を開催し、情報を共有している。 8月19日に邑南町要保護児童対策地域協議会研修会を開催し、浜田児童相談所相談支援課長を講師に招き「より良い支援のために~関係機関と児童相談所との連携、児童虐待対応について~」を講演いただいた。保育施設・小中学校・児童クラブ等から出席いただいた。 	B	特別支援連携協議会総会 年1回 特別支援連携協議会研修会 年1回 小中学校特別支援コーディネーター研修会 年1回 町内小中学校支援員研修会 年1回 支援本部会議 必要に応じて随時
児童虐待防止ネットワークの活動強化	福祉課		A	年1回以上の研修会を開催
(3) 食育活動の展開				
邑南町食育推進計画	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 食育を周知するため、公民館たよりに食育の日(毎月19日)について掲載し広報した。(矢上公) 公民館たよりで年1回食育の日の記事を掲載(布施公) 公民館たよりで年1回食育の日の記事を掲載(田所公) 公民館たよりで食育の日を掲載。年1回食育の日の記事を掲載(出羽公) 公民館たよりに食育に関する記事の掲載(高原公) 	B	年1回以上の研修会を開催
(4) 次代を担う子どもの育成				
人権・同和教育学習会の開催	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 人権学習会として「アイヌの歴史と文化学習会」を開催し民族差別について学んだ。(矢上公) 矢上小学生(児童クラブ生徒)を対象に石見養護学校体験活動、石見養護学校との交流にも繋がった。(矢上公) 人権講演会の開催(3月)(布施公) 中学校PTAと共催で、人権講演会を12月に実施した。(田所公) 宗教、思想、体質などによる食の多様性をテーマにした人権講演会の実施(高原公) 島根県立石見養護学校および石見養護学校PTAと共催して、自死による差別と偏見および自死対策を学習した。(井原公) 	A	人権・同和教育推進協議会と各小学校PTA等との連携により小中学校11校で年1回以上実施します。
小・中学生及び高校生と乳幼児の交流活動	学校教育課	継続した取り組みとして各校で地域の状況に応じて運動会等や中学校では、家庭科の授業で保育所・園を訪問し、幼児との交流会を実施した。実施時期にインフルエンザの流行で中止した学校もある。	B	年間に各小学校で1回程度、各中学校で1回程度
邑南町性教育カリキュラムの作成	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 成長段階に応じた性教育総合計画を策定し、小学校から中学校までの一貫した性教育を継続して取り組んでいる。 その一環として、中学2・3年生を対象に専門家を講師に招いて「性・命・人権教育講演会」を毎年1回開催している。令和元年度は9月26日に開催した。授業では触れることができない性についての知識、社会問題を産婦人科医の先生から聞くことで、中学生が性について真剣に考える貴重な機会となった。 	B	年に1回の全体講演会を実施

	H31方向性	R1 実施状況等（課題等）	評価	R2方向性
(1) 住民主体の地区ごとの健康づくりの推進				
●地区ごとの健康づくり活動の推進				
自治会づくりの推進	自治会活動について状況を把握しながら、地域部会と連携して進めていく。	地域部会で出前講座を活用して取り組んだ。子どもから高齢者まで幅広い年代の方へ情報提供することができた。（いわみ中央自治会、四つ葉自治会、下口羽自治会、電谷自治会） 禁煙施設を増やすために、町内の自治会長へ禁煙マップ（A4サイズ）やちらしを配布し4月からのルール化について周知した。（瑞穂地域～4月の自治会長会、石見地域～7月の自治会長会 羽須美地域は、各自治会長あてに個別訪問し情報提供した。）	B	自治会活動について状況を把握しながら、地域部会と連携して進めていく。来年度は違う自治会へ働きかけていく。
	受診勧奨を中心に活動してもらう。効果的な受診勧奨となるよう会議を継続して開催する。	集落保健衛生委員の活動が少しでも受診勧奨につながるよう、4月特定健診、10月にがん検診について講演会を実施した。がん検診受診勧奨については、種別ごと時期や対象者が異なり、この場を活用するのは限界があった。実施時期・内容について検討していく必要がある。 5世帯以下の集落が19集落ある。委員の高齢化、固定化があり活動がしにくい所がある。限界集落について関係課と検討する予定であったが、体制づくりができなかった。	B	受診勧奨を中心に活動してもらう。効果的な受診勧奨となるよう会議を継続して開催する。（4月のみ実施） 集落保健衛生委員会のあり方について関係課との検討をする。 活動がしにくいところは個別対応していく。
生活に身近な場での保健事業の推進	地域部会と連携して進めていく。 重点テーマを継続し、地域部会の取組をきっかけに、地域で活動が波及できるよう取り組んでいく。	地域部会では「野菜プラス1」「たばこ対策」「ラジオ体操」を重点テーマに、全体活動として11/24にわくわくフェスタで子ども部会と一緒に「野菜プラス1」を啓発した。また、それぞれの所属組織で地域部会員の協力を得て出前講座を4回行った。（12月25日、12月26日、1月11日、2月16日予定）	B	地域部会と連携して進めていく。 重点テーマを継続し、地域部会の取組をきっかけに、地域で活動が波及できるよう取り組んでいく。

(4) 多様な実施主体における効果的な連携と体制づくりの推進

●地域、学校、職域と連携した町民運動の推進				
他分野との連携強化と体制づくりの推進				
健康長寿おおなん推進会議	今年度からスタートした「野菜プラス1」に加え、「たばこ対策」に取り組んでいく。	全体活動として、「野菜プラス1」「ラジオ体操の実施」「受動喫煙防止」に取り組んだ。「野菜プラス1」については子ども部会出前講座として取り組んだ学校における寸劇の実施、働き盛り部会では野菜アンケートの実施、地域部会での出前講座や子ども部会とともに取り組んだわくわくフェスタによる啓発等、それぞれの部会の特色を活かして取り組んだ。「ラジオ体操の実施」については、地域部会においてスポーツ推進員の協力による出前講座を実施したが、全体的な取り組みには至っていない。「受動喫煙防止」については、健康増進法の改正に伴い、町内すべての第1種施設において敷地内禁煙が実施された。（12公民館も併せて敷地内禁煙となった。） 部会活動も、それぞれ話し合いを行いながら取り組んでいる。各委員の意識も徐々に高まり、部会活動を活かした自分の所属部署での活動も実施されるようになってきている。	B	重点事項である健康長寿のまちづくり事業である「野菜プラス1で健康づくり」「運動で健康づくり」を中心に取り組む。また、4月1日から第2種施設も施設内禁煙となるので、受動喫煙防止対策にも引き続き取り組む。
職域部会	引き続き、働き盛り部会と事業所訪問を通じて職場の健康づくりが進むよう支援する。	働きざかり部会の健康課題である、「メンタルヘルスの取り組み」や「野菜プラス1」について情報交換を行った。その中で「こころの健康づくり研修会」「自死予防キャンペーン」「食のアンケート」など事業所と連携して取り組める内容について検討し、実施した。少しずつではあるが、取り組みが広がっている。 部会以外の事業所については、事業所訪問や商工会と連携した情報提供を行い、保健事業への参加も年々増加している。	B	働きざかり部会と事業所訪問を通じて事業所の状況を把握し、実情に応じた健康づくりが進むよう支援する。
母子保健検討会（歯科保健検討会）	従来からのテーマである「食」や「歯科」だけでなく「生活習慣」に着目した取り組みを検討する。	母子保健検討会は主に「歯科」「生活習慣」をテーマに、保育所、学校、他関係機関が一堂に会し、今年度の取り組みや課題を共有し、次年度に向けた効果的な連携や活動につながるよう2/19に開催予定。 活動紹介をすることで、次年度の主体的な取り組みにつながっている。 食育研修会では「離乳の支援について」研修会を行い、情報共有し、各所属で保護者支援に役立ててもらう。	B	「歯科」「生活習慣」に着目した取り組みを検討する。
邑南町自死対策計画推進委員会	引き続き推進委員会を開催し、関係者と連携して自死対策に取り組む。邑南町自死対策計画を町民や関係機関へ広く周知していく。	今年度は①自死対策推進計画ダイジェスト版を作り、計画の周知を図ること、②気にかかる方を早期に発見するためのスクリーニングツールの検討をすること、③自死対策の推進体制を構築することに取り組んだ。	B	いろいろな場でスクリーニングを行い、気にかかる方を早期に発見しつなげることを中心に取り組む。
●保健と医療、介護、福祉と連携した取り組みの推進				
包括的ケア体制づくりの推進	第2層地域協議体が3地域で立ち上がるため、関係者と連携して地域課題を整理し、優先順位を見える化し課題を関係者で共有していく。	介護予防に関する住民組織等への支援として、町が第2層地域協議体運営を社協に業務委託した。令和元年度は6地区で立ち上げられ、地域課題について取り組む体制づくりがすすめられている。 町全体の地域課題を検討する地域部会は、7月以降1回実施された。（県央保健所、社協、地域包括、保健課等）特に今年度は生活支援・地域づくり部会（中山間地域研究センター、社協、地域みらい課、保健所、福祉課、保健課）と医療介護連携（訪問看護、社協、保健所、福祉課、保健課）に分かれて2カ月に1回開催された。	B	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の中で具体的に検討していく。 優先順位を見える化し課題を関係者で共有していく。
介護予防の推進	活動に役立つ研修会の開催とサービス体制の充実 第2層のコーディネーター、ボランティア、関係者会の運営について継続して話し合い、活動の場の拡大を図る。 健康意識を高め、健診受診の声掛けをお願いする。 新規にボランティア養成研修をする。	保健課・町社会福祉協議会・福祉課とボランティア研修会を一本化し、協力して開催している。一本化したボランティアさんの地域での役割がより明確になるように、名称を「地域支え合いボランティア」とした。また、研修会や活動内容についてボランティア代表者等と検討会を実施したが、課題が幅広くなり、当面は参加者の方からのアンケートを中心に意見集約することにした。 令和元年度は、支え合いボランティア研修会を地域ごと2回、合同で1回実施したため、参加者は増加した。令和元年度の平均参加率は21.2%（H30年度19.5%）で平成30年度より増加した。 支え合いボランティア新規養成講座を開催し18人養成した。終了後、できるだけ地域の介護予防事業（支え合いミニディサービスや地域運動教室、高齢者集いの場事業等）を紹介した。参加者の方は、地域の中で自分のできることから少しずつ取り組んでいきたいとの感想が多く聞かれた。継続して研修会や交流会等でモチベーションを維持し、活動への参加が継続するようにしたい。	B	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の中で具体的に検討していく。 地域のボランティア活動に役立つ研修内容の工夫とサービス体制の充実

【子どもの健康づくり】

	H31 方向性	R1 実施状況等（課題等）	評価	R2 方向性
(2) 生涯を通じた健康づくりの推進				
① 将来を担う子どもや若者の健康づくりの推進				
● 規則正しい生活習慣づくりの推進				
<ul style="list-style-type: none"> 規則正しい生活習慣の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も関係機関と連携し継続した取り組みを継続する。 学校保健委員会への参加、協力。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小中学校において、「生活習慣チャレンジカード」を活用し、保護者も巻き込んだ取り組みを工夫して実施されている。 学校保健委員会を開催された羽須美中学校へ参加し、学校の健康課題を共有したり、検討した。 	C	<ul style="list-style-type: none"> 今後も関係機関と連携し継続した取り組みを継続する。 学校保健委員会への参加、協力。
● 規則正しい食習慣づくりの推進				
<ul style="list-style-type: none"> 家庭への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した取り組みを継続する。 食育研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 両親学級4回、乳幼児健診18回、離乳食教室12回開催 保育所と連携し、食に関する教室やクッキングを通して子どもや保護者へ情報提供・啓発を行った。 子ども部会の取り組みとして、「野菜」をテーマにした啓発活動を石見東小学校で実施した。口羽小学校でも実施予定。 「離乳の支援」をテーマにした食育研修会を開催し、保育所スタッフ（保育士・調理師・栄養士）や保健課スタッフで離乳食や保育所給食について情報共有、検討予定。 学校においては、「チャレンジカード」を活用して、取り組みを行っている。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した取り組みを継続する。 食育研修会の開催
<ul style="list-style-type: none"> 保育所・学校等関係機関との連携 				
<ul style="list-style-type: none"> 食育推進計画の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き担当課である生涯学習課と連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種健診・教室等食に関わる事業において、食育の観点をもって取り組んでいる。 関係課として2月に食育ネットワーク会議に出席し連携に努める。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 食育ネットワーク会議に出席し、生涯学習課・関係課と連携を図る。
● 身体を動かすのが好きな子どもを増やす				
<ul style="list-style-type: none"> 身体を動かすことの楽しさを体験できる場を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き取り組みの仕方について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 町としては実施しなかったが、保育所では健康運動指導士等指導者を招き、「体幹」に着目して定期的に教室を開催したり、日常の保育に取り入れて実施している。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き取り組みの仕方について検討。
● こころの健康づくりの推進				
<ul style="list-style-type: none"> 子どものこころを育てる取り組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も関係機関と連携し、内容を検討し継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度も子育て支援、各保育所・学校関係者を対象に7月に研修会を実施した。 発達障がい支援の観点から、愛着形成の基礎知識、虐待予防等について、子どもの立場に立った具体的な支援の仕方について学び、関係者で共通認識をもって支援に携わることを目指し関係者で共通理解することを目的としたが、例年に比較して参加者が少なかった。 支援の必要な子ども・家庭が増加している中で、その背景には多様な課題があるため、様々な角度から子どもの心の育ちについて学ぶ機会を作りたい。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 今後も関係機関と連携し、内容を検討し継続して実施する。
<ul style="list-style-type: none"> 保護者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 「まるごと相談室」の周知を継続する。 引き続き関係機関と連携して支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳発行、訪問等あらゆる機会に「まるごと相談室」を周知した。 乳児期を中心に医療機関、助産院等と連携し、「産婦健診」「産後ケア」を活用して保護者への支援、相談に対応した。 両親学級等の事業を通じて愛着形成について情報提供した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 「まるごと相談室」の周知を継続 引き続き関係機関と連携して支援する。
<ul style="list-style-type: none"> 地域で情報把握ができる体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き関係機関との連携を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「まるごと相談室」を周知するとともに、関係機関と連携して支援につなげた。 特別支援連携協議会、要保護児童対策協議会等子どもの支援に関係する機関との連携強化に努めた。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き関係機関との連携を強化する。
● 最初の1本を吸わせない取り組みの推進				
<ul style="list-style-type: none"> 子どもへの禁煙教育 	<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携した出前講座の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 全保育所・小中学校では全校敷地内禁煙となって以来、新たな取り組みとしては実施していない。 今年度中に矢上小学校で禁煙教育を実施予定。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 学校などの要望に対応し、連携して実施する。
<ul style="list-style-type: none"> 分煙対策 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内禁煙について全町へ周知 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所（園）・学校においては、「敷地内禁煙」がスムーズに実施できている。地域については地域部会の活動として「禁煙マップ」の情報提供や「たばこの煙のない施設登録」等を通じて啓発した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内禁煙について全町へ継続して周知する。
● 子どもがお酒を飲まない、大人が飲ませない取り組みの推進				
<ul style="list-style-type: none"> 子どもへの飲酒防止の教育 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と取り組みの必要性について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は実施しなかった。 	E	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と取り組みの必要性について検討する。
<ul style="list-style-type: none"> PTAへの知識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と取り組みの必要性について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は実施しなかった。 	E	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と取り組みの必要性について検討する。
● 妊娠期から継続したむし歯ゼロ・歯周病予防をめざす取り組みの推進				
<ul style="list-style-type: none"> 正しい知識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・小中学校と連携して継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所と連携し、歯科教室を実施した。 むし歯が増加しやすい時期等対象者を限定し、保育所では年少、小学校3年生、中学校3年生を対象に歯科衛生士による教室を実施した。 小中学校では、養護教諭が主体となって保健教育を実施している。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・小中学校と連携して継続実施。
<ul style="list-style-type: none"> フッ化物の応用 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・小中学校と連携して継続実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所は毎日、小中学校は週1回フッ素洗口を実施。 フッ素塗布は2歳・2歳半・3歳・3歳半を対象に実施。 幼児健診、歯科教室、学校便りなどを通じてフッ素の効果、必要性を保護者へ情報提供を行った。 養護教諭を対象に、フッ素についての基礎知識、予防の必要性等について歯科衛生士による研修会を実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・小中学校と連携して継続実施。
<ul style="list-style-type: none"> 歯科検診と教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・小中学校と連携して継続実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校、保育所での歯科検診から要治療者が受診につながるよう、保育士、担任教諭や養護教諭と、より意識した受診勧奨を連携して取り組んだ。年度末に、受診率の評価を行う。 1歳6か月児・3歳児歯科検診、フッ素塗布に併せての歯科検診（医療機関委託）を実施。 保育所・小学校と連携した歯科教室の実施。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・小中学校と連携して継続実施する。
<ul style="list-style-type: none"> 保育所・学校との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、学校との連携を取りながら継続実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健検討会において町内の現状と課題について共有し、今後の取り組みを検討する。 保育所連絡会（所長会）・養護部会等において、連携した取り組みについて検討した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、学校との連携を取りながら継続実施する。

【青壮年期の健康づくり】

H31 方向性		R1 実施状況等（課題等）	評価	R2 方向性
(2) 生涯を通じた健康づくりの推進				
②働き盛りの青壮年期の健康づくりの推進				
●生活習慣病予防の食生活の推進				
・食の正しい知識の普及	・栄養相談日を設定せず、随時相談を受ける体制に変更 ・生活習慣病予防教室における予防食・減塩食についての健康教育の継続	・栄養相談では、希望者および主治医から紹介があった方に、個別に相談日を決めて訪問や相談を行った。相談内容は肥満、糖尿病、脂質異常などの食事であった。 ・生活習慣病予防教室で食の講話や試食を行い、早期予防のための食事の情報提供や健康教育を行った。	B	・生活習慣病予防教室における予防食の健康教育の継続 ・栄養相談の継続実施（随時対応）
・若い世代への啓発	・事業所健診で啓発 ・事業所を通じた「野菜プラス1」の取り組みを継続	・事業所健診でメタボ予防のための間食やアルコールのパンフレットで情報提供を行った。 ・働き盛り部会委員の所属する4事業所と「野菜プラス1」アンケートを実施し、野菜摂取の状況把握や情報提供・啓発を行った。（回答者321人）女性より男性が少ない、朝食で少ない、ほとんどの人が今より野菜を多く摂取したい等の結果であり、今後の活動の参考としていく。	B	・啓発用ポスターを作成し、事業所を通じてPRを行う。
●自分にあった運動の実践と継続				
・運動の正しい知識の普及	・出前講座の継続（PRを行い、より多くの事業所で実施してもらえる働きかけ）	・職域出前講座では、運動メニューの要望があった事業所へ出向き、その事業所の実情に合わせながら、仕事のすき間時間にできる筋トレ・ストレッチ等の情報提供を行った。今年度、運動メニュー以外の出前講座を利用する事業所が増えたため、運動メニューの利用は昨年と比べると減少した。	C	・事業所のニーズに応じて実施方法を検討し実施する。
・運動が実践しやすい環境づくり	・健康チャレンジや健康講座を通じて運動に目を向けるきっかけづくりと、運動が継続できるよう元気館・ウォーキング事業等へのつながりを行う。	・働き盛りの女性が、自分に合った運動を始めるきっかけづくりとして、大人女子からだ見直し講座を5回シリーズで実施した。町内外の講師を呼び、多種多様な運動を紹介した。講座終了後の運動継続として、講師の教室参加や元気館利用を呼びかけたが、参加利用者は数名にとどまった。しかし、町内講師が新たな教室を立ち上げるなど、この講座がきっかけとなり働き盛りの女性が運動しやすい環境整備につながった。	B	・引き続き町内運動施設や講師と連携して実施する。
●こころの健康づくりの推進				
・こころの健康づくりの意識啓発	・商工会や事業所と連携した取組の継続	・自身のこころの不調に気づき早期対処ができるよう、自死予防キャンペーンの期間がある9月に県央保健所と共催で啓発を行った。希望のあった働き盛り部会4事業所でこころの健康に関する出前講座と相談窓口等を掲載したリーフレットの配布を行った。参加人数・参加事業所は少なかった。それ以外の働き盛り部会や事業所訪問でリーフレットを配布し、情報提供を行った。	B	・商工会や事業所と連携した取組の継続 ・事業所のニーズを調査し、それに併せた方法・内容で啓発を行う。
・地域で情報把握ができる体制の整備	・相談体制の確保、周知 ・相談支援部会の定例開催 ・自死対策計画に基づいた事業の推進	・幅広く相談窓口を周知し、必要な方が相談を利用できるようにするため相談窓口一覧表を作成し、町内関係機関に配布し周知を図った。また、心の健康相談についてポスターを各支所等に掲示し周知した。 ・臨床心理士による心の健康相談を年6回実施し、働き盛り世代の利用があった。 ・相談支援部会を定期的に開催し関係機関との情報共有や研修会の開催等を行った。	B	・相談窓口の確保と周知を継続していく。 ・相談支援部会の定例開催を継続。
・職域との連携	・より多くの事業所の参加につながる方法を検討し、商工会と連携して取り組む。	・町内事業主や健康管理担当者を主な対象に、心の健康づくり研修会を開催した。働き盛り部会やアンケートの聞き取りより、関心のあった働きやすい職場環境づくりの方法や、心の不調を抱えた人への対応方法等について事例提供も含めて計画した。初めて参加した方も多く参考になったと満足度を得ることができ、職場でのメンタルヘルス対策の重要性を周知する機会となっている。 ・町内事業所の要望によりメンタルヘルス研修会と一緒に企画し、産業保健総合支援センターの講師で3回開催した。	B	・事業所へのメンタルヘルス対策の重要性の周知を継続する。
●喫煙者への禁煙支援				
・正しい知識の普及・啓発 ・相談・治療が受けられる体制づくり ・禁煙外来の情報提供	・町の検診を初めて受ける方、久しぶりに受ける方や禁煙を希望する方へは引き続き正しい情報提供を行う。	・商工会通信にて、たばこの害や受動喫煙について啓発を行った。 ・胸部CT検診の場では、初めて町の検診を受ける方へたばこの害について、禁煙を希望する方へは禁煙外来についての情報提供を行った。がんだけでなく、COPD（慢性閉塞性肺疾患）についても情報提供する機会となっている。	B	・今後もたばこについての正しい知識の普及啓発を行い、禁煙を希望する方へは禁煙外来を紹介するなど必要な情報提供を行う。
●分煙対策の推進				
・地域や職域との連携	・健康増進法一部改正の動きに合わせ、引き続き継続実施。	・事業所訪問において、分煙状況を把握し「たばこの煙のない施設登録」を呼びかけた。すでに意識を持って施設内禁煙に取り組んでおられる事業所が多く登録に結びつき、延べ登録事業所は13事業所へ伸びた。	B	・今後も健康増進法一部改正の動きを情報提供しながら受動喫煙防止に向けた取り組みを行う。
●適正飲酒への支援				
・適正飲酒の情報提供	・事業所健診等の場を利用し継続実施。	・特定健診報告会や事業所健診で、適正飲酒の情報提供を行った。また、特定保健指導対象者には個別に適正飲酒について指導を行った。	B	働きざかり世代の集まる場を活用して、情報提供を行う。
●歯周病で歯を失わない取り組みの推進				
・正しい知識の普及	・職域出前講座のメニューに歯科を入れ、事業所訪問や商工会を通じて利用を勧める。	・事業所健診で唾液潜血反応検査を行ない、働き盛り世代への歯周病予防を啓発した。4日間で、186人に実施し、定期歯科受診や必要者には歯科受診をお勧めした。受診状況の把握のため歯科アンケートも併せて行い、昨年検査を受けた方の41.1%が受診にむすびついた。	B	・商工会や事業所と連携して取り組みを継続する。
・歯科検診の推進	・歯科医院と連携し引き続き実施	・特定健診に併せた歯科相談で、治療が必要な方に歯科おすすめカードを発行し、受診勧奨を行なった。また、治療をきっかけに定期歯科受診につながるよう歯科医院と連携し啓発している。定期歯科受診をしている方は、46.0%と年々増加し、必要な方が歯科受診につながっている。しかし、歯科相談が定着し定期受診者が増えたこと、その反面マンネリ化している理由から、H29年から利用率が減少しており、利用者が増えるよう実施方法の検討が必要。		・歯科医院と連携し引き続き実施する。
・職域との連携	・職域出前講座のメニューに歯科を入れ、事業所訪問や商工会を通じて利用を勧める。	・職域出前講座のメニューに歯科をいれ、出前講座は1事業所に実施をした。		・商工会や事業所と連携して取り組みを継続する。

【介護予防】

	H31 方向性	R1 実施状況等（課題等）	評価	R2 方向性
(2) 生涯を通じた健康づくりの推進				
③高齢者の健康づくり、介護予防、生きがいづくり、社会活動への支援				
●自分の健康状態にあった食生活の推進				
・バランスのよい食生活と減塩の啓発	・出前講座による情報提供と啓発 ・栄養相談による個別対応	・認知症予防教室やミニディなど出前講座にでかけ、低栄養予防など高齢期の食のポイントについて情報提供を行った。 ・栄養相談を行い、具体的な食生活について個別に相談を行った。	B	・出前講座による情報提供と啓発 ・栄養相談による個別対応
●自分の健康状態にあった運動による介護予防の推進				
・運動の正しい知識の普及	・地域包括ケアの中で、寄り合い処、支え合いミニディサービス、いきいきサロン等地域の主体的な取り組みとなるよう運営を支援していく。町内の身近な場で運動教室が継続するよう関係機関と連携していく。	・ケーブルテレビを活用した健康体操を毎月放送し、運動に取り組む環境づくりをすすめている。 ・地域包括支援センターで「集いの場」づくりとして寄り合い処を立ち上げられている。(布施地区、阿須那地区) 邑南町独自の人生100歳体操づくりに参画し、普及について支え合いボランティアさんと連携して取り組んでいる。	B	・町内の身近な場で運動教室が継続するよう関係機関と連携していく。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の中で具体的に検討していく。
・運動実践者を増やす		・地域運動教室に健康運動指導士を3回ずつ派遣し、正しい運動が継続できる支援やモチベーションの維持を行った。また、自主開催時に役立てるため、DVDや運動パンフレットの配布等を行った。		
・運動しやすい環境づくり		・毎月実施しているウォーキングでは、毎日歩く方を増やすため、記録をつけながら頑張ることを働き掛けている。 ・支え合いボランティアと連携し、教室運営のサポートや新規者参加者が増える声かけを行ってもらった。		
●地域におけるこころの健康の環境整備の推進				
・相談体制の整備	・今後も関係機関と連携して取り組んでいく。	・民生児童委員会地区会を地区ごとに、担当保健師が参加した。参加頻度や内容は地区によって様々であるが、地域の気になるケースについて情報交換し必要なサービスにつなげる。	B	・今後も関係機関と連携して取り組んでいく。
●こころの健康づくりの取り組みの推進				
・こころの健康づくりの意識啓発	・相談機関の周知や出前講座を活用したセルフケア等の啓発を継続する。 ・今後も福祉課・社協・保健課が中心になって集いの場を計画的に立ち上げていく。また集いの場が継続するよう支援を行っていく。	・町内相談機関の一覧表を作成し、関係機関へ周知した。 ・出前講座を活用したセルフケアの啓発をした。	B	・相談機関の周知や出前講座を活用したセルフケア等の啓発を継続する。
●喫煙者への禁煙支援				
・正しい知識の普及・啓発	・2020に向け、たばこ対策が進むと考えられるので、啓発や情報提供を強化し、たばこの煙のない施設を増やしていく。	・全体活動の取り組みの中で記入	B	・全体活動の取り組みの中で記入
・禁煙外来の情報提供				
●自分の歯を守る取り組みの推進				
・正しい知識の普及	・歯科口腔やフレイル予防について啓発していく。 ・介護関係者に歯科口腔ケアについて理解を深める研修会を検討する。 ・運動教室内容に歯科口腔の内容も取り入れていく。 ・歯科だけでなく医科も巻き込みながら課題を共有していく。	・歯科口腔健診で要フォロー者は地域包括支援センター看護師による訪問を実施し必要時ケアマネや関係者へ情報提供し連携した。 ・歯科口腔健診ハイリスク者のフォロー体制や関係者のスキルアップを図るため、歯科医と医療機関、保健所、社協等関係者で協議研修会を実施する予定(3月)。 ・運動教室で保健課歯科衛生士による歯科口腔の内容を取り入れた。	B	・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の中で具体的に検討していく。 ・介護関係者に歯科口腔ケアについて理解を深める研修会を検討する。 ・歯科だけでなく医科も巻き込みながら課題を共有していく。
・定期歯科受診の推進				

【重症化予防】

	H31 方向性	R1 実施状況等（課題等）	評価	R2 方向性
(3) 疾病の早期発見、合併症・重症化予防の推進				
●糖尿病、高血圧予防の効果的な保健事業の推進				
・早期発見・早期治療体制整備	・未受診・治療中断者への対応を引き続き計画的に行う。 ・ハイリスク者の個別支援を継続。	・特定健診で、高血糖（受診勧奨値以上）、高血圧Ⅱ度以上、脂質異常（中性脂肪300あるいはLDLコレステロール160）、腎機能低下（尿蛋白＋以上またはeGFR45未満）の基準に該当する方については、特に早めに再検査につなげるよう、通知や地区担当保健師が積極的に受診勧奨を実施中。	B	・未受診・治療中断者への対応を引き続き行い、医療管理が必要な方は確実に医療につなげる。
・第2次特定健診等実施計画の推進	・引き続き継続実施する。特に40～50歳代の若い世代の受診者を増やすためにより勧奨を強化する。 ・健診目標受診率:58% ・特定保健指導目標実施率:75%	・第3期特定健診がスタートし2年目。町の目標である40～50歳代の受診率、継続受診者の割合を増やすことを目標に取り組んだ。新たな取り組みとして、町の健診は未受診でも事業所健診を受けた方については、事業所を通して健診結果の情報提供を依頼し、現在取りまとめ中。 ・特定保健指導は、地区担当保健師が個別訪問を実施中。	B	・健診受診率の向上のために、医療機関と健診結果の情報提供について新たな仕組みを活用する。 ・特定保健指導は、優先順位を整理して個別支援を行う。
・魅力的な特定健康診査・保健指導体制づくり	・健診受診率・保健指導終了率が向上するよう、引き続き内容の工夫を行っていく。	・島根大学と共同で健診を実施しており、アンケートによると特定健診を受診した理由として、いろいろな検査を受けられると9割以上の方が回答されており、内容の充実につながっている。また、今年度は共同研究を実施して10年目であり、町の健康課題や実施状況の整理、今後の取り組みの方向性をまとめた。今後も町の健康課題に即した検査や啓発を実施する。 ・特定保健指導は、個別訪問に加え生活習慣病予防教室への参加勧奨も行った。参加率は伸び悩んでいるが、参加勧奨にあわせて生活状況の確認やアドバイスを行うなど、継続支援につなげた。	B	・引き続き、健診内容の充実と早期の介護予防として島根大学と共同で健診を実施する。 ・特定保健指導対象者のうち、優先順位をつけて個別支援を行う。
・医療機関との連携強化	・邑智病院実務者会、生活習慣病対策研修会・検討会・医療機関訪問の継続。 ・糖尿病連携手帳の活用推進 ・ハイリスク者フォローのため医師以外の医療従事者を含めた保健・医療の連携強化。	・町内医療機関に訪問し、生活習慣病対策の方向性や個別健診の受診勧奨、糖尿病連携フロー図に基づいた支援、眼科歯科キャンペーン、本人を中心とした医科眼科歯科の連携のツールとして糖尿病連携手帳の活用について協力依頼や意見交換を行った。 ・糖尿病の重症化予防を推進するため、医療に関わる多職種との連携強化を目的に、新たに糖尿病連携手帳を活用した眼科・歯科キャンペーンを実施した。町内の内科・眼科・歯科・調剤薬局のうち2機関以外は協力して取り組んでいただいた。今後もこの取り組みを基盤に連携を深めていく。 ・生活習慣病対策検討会を3月に開催し、町の現状や対策について情報提供を行い、来年度に向けて検討を行っていく予定。	B	・医療機関訪問、生活習慣病予防検討会を継続実施する。 ・眼科・歯科キャンペーンは実施方法や期間を見直す。
・健康相談、健康教室、訪問の充実	・生活習慣病予備群を対象に健康教室の開催。 ・ハイリスク者個別支援の継続。	・生活習慣病予防講演会・教室を年5回（実施予定も含む）開催。医師による講演、運動や食事の実技を取り入れた教室を実施し、生活改善につながるよう支援した。地区担当保健師が参加勧奨の声かけを行ったが、現在のところ参加率は昨年並み。 ・糖尿病合併症・重症化予防のために、ハイリスク者に地区担当保健師が訪問・面接を実施中。眼科や歯科受診、糖尿病連携手帳の活用などを勧めている。	B	・優先順位をつけて効果的に実施していくため、生活習慣病予防教室、ハイリスク者個別支援の対象者の見直しを行う。
・継続した評価体制	・関係課や関係機関と連携を図りつつ、第2期データヘルス計画、第3期特定健診等実施計画を推進。	・第2期データヘルス計画・第3期特定健診実施計画で明らかにした健康課題と優先順位に基づき、今年度事業を計画・実施・評価を行った。また、年2回開催される国保連合会主催の保健事業・支援評価委員会で、専門家からの助言を受けながら、必要時見直しを行いながら進めた。	B	・関係課や関係機関と連携を図りつつ、計画を推進していく。
●がん対策の推進				
・がん予防と早期発見の推進	・対策型がん検診の優先順位を検討し、効率的ながん検診を実施する。 ・任意型検診の効果検証を行い、死亡率削減効果のある検診を実施する。	・新規事業として胃がんリスク(ABC)検診を導入した。併せて、胃がんとピロリ菌の関係を広報で周知を行った。 ・子宮頸がん・乳がん検診で対象者全員への検診通知実施と乳がん検診の夕方検診を本格実施した。 ・検診結果通知の2～3カ月後に精密検査未受診者の方へ受診再勧奨を行った。また県の受診再勧奨事業にも参加した。	B	・胃がんリスク(ABC)検診についてより周知を行い、検診実施・評価につなげる。 ・女性のがん検診について引き続き優先的に取り組む。 ・タイムリーな精密検査未受診勧奨を継続する。
・がん対策推進計画の推進	・たばこ対策を地域、職域と連携しより一層進めていく。 ・おおなん元気サロンの自主活動支援の継続する。	・健康増進法一部改正による第1種施設の敷地内禁煙について、ケーブルテレビ・広報などを活用して周知を行い、地域や職場で煙のない施設の登録について呼びかけた。 ・邑智病院・仁寿会の協力を得ながら、がん患者さんやその家族が気軽に集える場づくり・地域包括ケアの視点も取り入れて自主活動支援を行った。	B	・第2種施設の施設内禁煙の実施に向けてより一層啓発を実施する。 ・おおなん元気サロンの自主活動支援を継続する。
・継続した評価体制	・全県的に精度管理が進んでいくよう、県と連携し取り組んでいく。 ・精密検査についての正しい情報を受診者だけでなく一般広報する。	・島根県による子宮頸がん検診精度管理事業へ参加した。来年度に向けて全県的な事業評価・県の指針改正がされる予定である。	C	・県の事業評価・指針改正を受けて、より効果的な検診実施に向けて取り組んでいく。 ・がん検診の利益・不利益・精密検査について正しい情報提供を一般広報する。